

第164回統計委員会 議事録

1 日 時 令和3年5月26日（水）9:05～12:05

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、
清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、菅 幹雄、成田 礼子

【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統括官（統計・
情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ
長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務
局統計部調整課長

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第152号「国民生活基礎調査の変更について」
- （2）諮問第153号「木材統計調査の変更について」
- （3）諮問第154号「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- （4）部会の審議状況について
- （5）「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議（素案）」について
- （6）住宅・土地統計調査の標本設計の見直しについて
- （7）その他

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第164回統計委員会を開催いたします。

本日は、伊藤委員が御欠席です。また、白塚委員が遅れて御出席の予定です。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日の議事次第のとおり、諮問、部会報告、統計リソース、住宅・土地統計調査などについて説明があります。

本日は、このような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 皆様のお手元に資料を御準備いただいていると思われまますけれども、画面上でも資料を事務局にて投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

スムーズな運営に向けまして、御協力をお願いいたします。

○北村委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第152号、国民生活基礎調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、御説明いたします。統計審査官室の内山でございます。本日もよろしくようお願いいたします。

資料としては1-1から1-3となります。資料1-2の諮問文にありますとおり、今般、厚生労働大臣から、来年度予定されている国民生活基礎調査の変更について申請がございました。そこで、この申請に対して承認の適否を判断するに当たり、統計委員会の御意見をお聞きするというものです。

具体的な説明につきましては、資料1-1の概要資料で行います。資料1-2の申請書類につきましては、後ほど調査票を御覧いただく場面が一つありますので、その際に画面を変更いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料1-1の1ページです。現在の調査計画の全体像を記載しております。かいつまんで申し上げますと、調査の目的等に記載しておりますが、この調査は医療、福祉、所得など、様々な切り口で国民生活の基礎的な事項を調査するものとなっておりますが、それとともに、厚生労働省が所管する各種調査の母集団情報としても活用されています。

また、毎年行われる調査なのですが、調査内容や規模に濃淡がありまして、3年ごとに大規模調査として、5種類の調査票全てを実施するとともに、より多くの報告者の方々から回答を頂戴しております。一方で、その中間年には簡易調査ということで、世帯票と所得票のみの調査が小規模で行われています。そして、今回申請のあった令和4年度は大規模調査年となっております。

また、そのページの調査の体系の表の調査方法の欄にありますとおり、着実な回答の確保という観点から、基本的に調査員調査として行われていて、世帯・健康・介護、この3票につきましては保健所経由、所得・貯蓄の2票につきましては福祉事務所経由となっております。

このような広範な内容を把握する調査ですので、次の2ページに例示いたしましたとおり、従前から様々な施策の立案資料として、また目標値の設定や評価データとして用いられているほか、先ほども申しましたとおり、他の統計調査の母集団情報としても活用され

ているところです。

では、今回予定されている変更点は何かということで、3ページでまとめておりますので、3ページの画面を映していただければと思います。大きな柱としては、2点あります。1点目が調査事項の見直し、2点目がオンライン調査の導入です。

まず、調査事項の変更ですが、今回の大きな変更点といたしましては、障害者統計の充実の一環として、日常生活における機能制限に関する調査事項を追加するという計画になっております。具体的には、国連のワシントングループという会合で策定された設問に沿った追加を行うというものです。

注にも記載しておりますが、ワシントングループというのは、国連統計委員会の求めにより、特定の課題解決のために設立された組織の一つで、障害について国際比較が可能な統計を作成するというを目的にした会合です。ちなみにシティグループというのは、最初に会合を開催した場所の地名をグループの名前に冠するという慣例があるため、この会合につきましては、初会合がワシントンD.C.で行われたということから、ワシントングループと呼ばれているとのことです。

言葉だけではイメージが湧きづらいかと思いましたが、少しだけ、先ほど申しましたが、調査票を御覧いただければと思います。画面転換いたしますが、資料1-2の、通しページで申し上げると42ページの部分になります。健康票の部分ですね。この質問番号の8という部分全体が、ワシントングループにおいて策定された短い設問群、ショートセットと言われる6項目・4つの選択肢を踏襲するものとして、今回新たに追加される部分です。

さて、今回の追加ですけれども、その背景というのは、障害者統計の充実ということで、先般答申をいただいた社会生活基本調査における調査事項の追加と根っこは同じになります。資料1-1に戻っていただいて、4ページ目に参考というスライドを入れております。細かいスライドで申し訳ございません。社会生活基本調査の諮問の際にもお示しした資料を基本的に流用したものなのですが、障害者統計の充実については、公的統計基本計画に掲げられた事項であるほか、超党派の議員連盟からも提言がなされています。

そのスライドの中ほどにあります。提言の要旨といたしまして、障害のある人とない人の比較を可能にする。そして、国際指標としても活用できるようにするため、国民生活基礎調査などにおいて調査事項の検討を求めるというもので、提言の中で本調査が検討対象の一つとして例示されております。また、提言で示されたスケジュールにつきましても、この調査の大規模調査年を念頭にまとめられていたということです。今回の追加は、これらの一連の流れを受けて計画されたものとなります。

資料1-1、3ページ、戻っていただいて恐縮でございます。それ以外の今回の主な変更について説明を続けます。調査事項については、ワシントングループの設問追加の一方で、優先順位の下がった事項についての削除ということも予定されています。

以上が調査事項の変更です。

また、もう一つの大きな変更点、調査方法の変更ですが、具体的にはオンライン調査の導入です。この調査は、これまで専ら調査員調査として行われてまいりました。しかし、

前回の答申における課題として、オンライン調査を導入する、それも含めて回収率の向上への更なる取組を図ることが求められておりました。

本調査については、複数の調査票を同時に行うということもあり、オンライン化には様々なハードルがあると思われるところですが、今回の計画では、政府統計共同利用システムを用いたオンライン調査を導入するという計画がなされています。ただ、実際やってみて、新たな検証事項の発見ということもあろうかと思しますので、令和4年調査については一部の地域で先行的に導入することとし、課題整理を行った上で、令和5年から全国ベースでの実装という段階的な導入が予定されています。

以上が今回予定されている変更点ということになりますが、本調査については、前回答申時に幾つか課題が付されています。次のスライド、5ページを御覧ください。その枠組みでポイントを列挙しております。回収率向上への取組、事務負担の軽減・効率化、そして情報提供の充実といったものです。

オンライン調査の導入については、今触れましたとおり、調査計画に直接関わる内容ですが、今後の審議では、これら課題についての実施者における検討・対応状況についても確認していただくということになろうかと思えます。

以上が今回の諮問において審議いただく事項となりますが、最後、6ページでは、審議に当たって想定される論点を記載しております。変更事項ごとに代表的な論点を一つという形で記載しておりますが、調査事項については、ワシントングループの設問追加の経緯など、それからオンライン調査につきましては、検討経緯のほか、全面的導入に向けた今後の段取りといったものが想定されます。

また、本調査については、保健所経由という調査もございまして、令和2年調査が緊急事態宣言、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて中止になったという経緯もございませぬ。令和3年調査については様々な御尽力、工夫をされた上で、現在実施途上にあるとのことですが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、調査の更なる効率化、あるいは負担軽減の状況といったことも確認しておく事項であらうかと考えております。

なお、私の説明の後、厚生労働省から令和3年の実施状況などについて補足説明をいただく予定です。

以上、長くなりまして申し訳ございません。以上が諮問の概要になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今御説明のあったように、厚生労働省から補足説明をお願いいたします。

○鈴木厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当） 厚生労働省、統計幹事でございます。資料は1-3の1ページを御覧ください。昨年、令和2年の国民生活基礎調査につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、ここにあります経由機関である保健所の業務が多忙になったことなどから、残念ながら中止させていただきました。

一方、本年、令和3年の国民生活基礎調査は、昨年と同様、中間年の簡易調査ではありますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年の所得の状況を調査するという、極めて重要な調査であると認識しております。このため、本年の調査につつま

しては、新型コロナウイルス感染症の状況がどうであれ、確実に実施ができるよう、できる準備は事前に全て行うとともに、スケジュールにつきましては十分に余裕を持たせるなどの対応を行っているところです。

ここからの詳細については、担当の世帯統計官から説明させます。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 世帯統計官の細井と申します。よろしくお願いたします。

それでは、御覧いただいております資料を基に御説明をさせていただきます。まず、1ページです。初めに、本調査における保健所、そして福祉事務所の役割について御説明をさせていただきます。

保健所・福祉事務所におきましては、赤枠の中にありますように、調査員・指導員の指導を始め、調査票、調査世帯名簿の審査整理、報告者からの照会対応などの役割を担っていただいているところです。保健所・福祉事務所を経由している理由といたしましては、調査地区が県内の広範囲にわたるため、都道府県が直接調査員を指導して実施した場合に、その負担が大きくなることや、都道府県と調査員等をつなぐ機関が必要であるということです。

また、この調査は、保健、医療、福祉、年金、所得など、国民生活の基礎的な事項を広範囲にわたり調査するため、それらを所管する関係機関で、調査事項に知見があつて、地域の実情を把握している両機関に調査事務を担っていただくということが適切であると考えているものです。

続きまして、2ページを御覧いただきたいと思います。こちらでは、コロナ禍におけます具体的な負担軽減策などをまとめました。

まず、保健所・福祉事務所の負担軽減策ですが、被調査世帯や調査員からの問合せ対応の負担軽減を図るために、新たにコールセンターを設置いたしました。こちらのコールセンターは平日だけではなく、土日祝日も含め、対応させていただいているところです。

また、事務の説明動画を作成しております。調査員等へそのDVDを配布するというところで、保健所等が開催する調査員の事務説明会の負担軽減と、調査員の密集回避、それから自宅学習の促進を図っております。また、調査員がいつでもどこでも、スマートフォンで動画が見られるように、YouTubeでの限定公開も行っているところです。

さらに、準備調査に使用する国勢調査の調査区要図、世帯一覧につきましても、総務省統計局の御協力を得まして、保健所に代わって厚生労働省が複写等の準備を行い、提供を行ったところです。

次に、調査に当たっての安全確保策ですが、感染防止対策としての予算の計上をするほか、非接触型の調査方法を推奨しております。こうした対策を講じつつ、調査員が世帯に会えない場合や回収が困難な場合に、郵送回収を可能とすることや、都道府県から国への提出期限を延長することなど、柔軟な対応を図っています。

次に、3ページを御覧ください。現在の状況ですが、緊急事態宣言の発令を受けて、都道府県の実情を勘案いたしまして、準備調査の一時中断や、調査票の配布時期の延期を可能とするなどの対応を行っています。現時点では、緊急事態宣言が発令されていない自治

体からは、調査実施が困難であるという旨の報告はございません。

4 ページにスケジュールを載せておりますが、そちらを御覧いただきますと、御承認いただきました調査期間の延長部分で、調査実施の調整は可能と考えております。なお、現在、準備調査につきましては、現時点で8割程度完了している状況です。今後、こうした対応で困難な事態が発生した場合には、更なる検討をさせていただき、関係機関等の御理解と御協力をいただきながら、コロナ禍の難局を乗り切ろうと考えております。

統計委員会の皆様におかれましては、引き続き本調査への御支援を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

本件は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 では、これから質疑応答に移りますが、御質問のある方はマイクをオンにしていただき、お名前を名乗られてから、資料のページ番号をお示しいただいた上で、御質問をお願いいたします。

○北村委員長 それではここで、特段の御質問・御意見ありますでしょうか。

○清原委員 すみません。清原です。発言よろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。御説明いただきまして、今回の取組の重点が、障害者統計の充実であるということで、これは大変重要な方向性だと受け止めております。

そこで質問させていただきますが、私はたまたま三鷹市長在任中に、厚生労働省の社会保障審議会の障害者福祉の部会に所属しておりますとともに、内閣府の障害者政策委員会の委員も務めておりました。そこで質問ですが、今回の厚生労働省の調査で、障害者の部分を充実するに当たりまして、先ほど資料1-1の3ページから4ページ、特に4ページに、内閣府でも研究会が令和元年度に開催されたということですが、内閣府の障害者政策の取組と、厚生労働省の障害者政策の取組の中での対話とか情報共有の中で、この部分は深められていらっしゃるのでしょうか。国として、全体として、障害者統計を充実することによって、障害者の政策が充実することが望ましいと思っております、その辺を確認させてください。

2点目は、実は高齢者や障害者に関する調査といいますのは、自治体でも、例えば障害者の福祉計画を3年に一度改定するとか、あるいは介護保険の事業計画を3年に一度改定する際に、自治体でも調査をしております。自治体規模によって、障害者を全数対象にする場合も、抽出して対象にする場合もあるのですが、自治体の調査においても今回のワシントングループの質問事項が活用されることによって、国の調査と自治体の調査との一貫性といえますでしょうか、そうしたものも進むのではないかなとも想定されまして、今回の変更に基づいて、自治体にも情報提供され、こうした国の調査に加えて、自治体との調査の連携が進めばいいかなと思っております、その辺の方向性を聞かせていただければと思います。

最後に、これは質問ではないのですが、今年度取り組んでいらっしゃる資料1-3の2

ページで紹介していただきましたコールセンターの設置とか、説明動画の導入というのは、コロナ禍で初めて実施された部分もあるかと思いますが、私は今後、オンライン調査を推進したり、あるいは非接触で多くの皆様に回答していただくためには、大変重要な取組だと思ひまして、アフターコロナでも、是非継続していただければと感じましたので、これは意見として申し上げます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○北村委員長 では、厚生労働省で答えてください。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の関係ですが、こちらは関係府省で連携を取っていまひて、内閣府、厚生労働省、総務省そして学識経験者の方々による検討チームというものが、令和元年度に結成されました。その中で、障害者統計の充実に向けて、障害のある者を捉える設問について検討、そして試行的調査等の実施を行いまひて、報告書がまとめられました。その報告書に基づきまひて、今回このような設問項目を厚生労働省としても取り入れるということで、今回の御提案となっております。

あと、今後の調査の活用、自治体との連携ですが、今回、国民生活基礎調査がこうした項目を調査するというこひで、今後そのような連携についても情報交換、話を進めていきたいと思ひております。

それから、3点目のコールセンター、それから動画配信等についてですが、これは今後進めていきたいと考えております。特にコールセンターは、令和4年調査におきまひてオンライン調査を導入するというこひを考えていまひますので、更に問合せが多くなるかと考えております。規模も少し拡大をいたしまひて対応をさせていただきたいと考えております。動画配信につきまひても、現在DVD、YouTubeを活用していまひますが、引き続き対応を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○清原委員 委員長、よろしいですか。

○北村委員長 どうぞ。

○清原委員 御回答ありがとうございます。各府省が連携していることを確認させていただきまひて、是非部会で御審議いただければ、この方向は極めて重要だと受け止めさせていただきまひました。どうもありがとうございます。

○北村委員長 ほかに御質問・御意見ありますでしょうか。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 御説明ありがとうございます。よく分かりました。

2点お伺ひしたいのですが、今回の新型コロナウイルス感染症への対応で、保健所等、大変な苦勞をされたと思ひていまひます。今回、保健所を通じて調査を行うというこひの難しさも今回分かったわけですけれども、オンラインを導入することによって、今後仮に同様な状況が起きた場合に、それをオンライン調査にすれば、保健所でも対応が可能になるとお考えでいらっしやるのか、あるいは今の状況だけでは駄目で、何か追加的な措置が必要だとお考えになつていまひるのか、その辺りを、実際に統計を作成されていまひる側から見て、ど

うお考えになっているのかを教えてくださいたいというのが一つです。

あともう一つは、世帯票と所得票で、福祉事務所と保健所に分けておられますけれども、そういうことによる調査結果が異なる、調査経路が2つ違うわけですけれども、それによつての調査結果への影響というのはどのようにお考えなのかということも、もしお分かりになれば教えてくださいたいと思います。

以上です。

○北村委員長 どうぞ。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 御質問ありがとうございます。保健所等の事務負担の軽減等につきましては、オンラインもその一つかとは存じますが、事務の負担をどのように考えていくかということが重要であろうかと思つています。そのために、今回コールセンターを設置しておりますけれども、コールセンターにつきましては、被調査者からの問合せだけではなくて、調査員等の質問等についても対応をさせていただいているところです。

また、動画の作成なども先ほど御説明をさせていただきましたが、そうした保健所が行う事務の助けとなる資料等の準備というのを今後充実させていくということも考えています。今回は更に国勢調査区要図等といったものが準備調査に必要なになっているわけですが、これまで保健所が市町村に出向いて、こうした写しを取っていたという事務も、国が代わりに行わせていただいたということもございます。こうした対策を今後も引き続き検討をしていきたいと考えています。

それから、本調査を両ルートで行っている理由につきましては、先ほど1ページの保健所・福祉事務所の役割で御説明をしたところですが、この国民生活基礎調査は、実は前身の調査がありまして、その調査は古く、指定統計であった厚生行政基礎調査、これは世帯の基本的な情報を把握している調査でした。また、国民健康調査、これも旧指定統計ですが、国民の健康状況を把握している調査がありました。この調査はそれぞれ福祉事務所ルート、それから保健所ルートを通じて実施していたという経緯があります。両調査とも昭和28年から昭和60年まで実施していた調査です。

そのほか、国民生活実態調査というもの、それから保健衛生基礎調査という調査、4つの調査を併せ持つて、ここの国民生活基礎調査を再編して、昭和61年から実施しているというものです。

こうした長い歴史の中で、両ルートを活用して調査を実施しているということで、両ルートによる調査精度の差異というものはないかと存じます。それぞれ所管行政に係る機関が調査に携わることによつて、そうした関連項目の設問に関する質問にも、これまで十分に答えていただけてきているところでございます。

○北村委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

神田委員、今のお答えでよろしいですか。

○神田委員 おっしゃっていることは、とてもよく分かりました。ただ一方で、そういう行政がやることによつて、かえつて結果にも影響することがないわけではないと思つております。それは、よく使われている所得格差の問題などで、関連する統計の間でいろいろ

違いがあることにつながっていると思っっているのですけれども、そこは随時、統計の信頼性、あるいはランダムであること等をチェックしていただければと思っております。

また、今回、保健所経由と福祉事務所経由で、過去の歴史もあって大変な統計であると、立派な格式のある統計であるということも分かりました。ただ、実際にいろいろな業務をやっている中での作業になろうかと思しますので、そういう意味では、全体的に効率的でシンプルなものにしていく余地があるかどうかというのも、同時に検討していただく必要があるかなと感じた次第です。

私からは以上です。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見ありますでしょうか。

○椿委員 委員長、よろしいでしょうか。

○北村委員長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 今回の諮問に関しては、非常によく練られているということが第一印象であります。どうもありがとうございます。

一方で、今後先ほどのようなオンライン経由の調査と、調査系統が変わってくるというときに、御承知のとおり、今回の資料1-2の、例えば26ページ、以前から厚生労働省の標本調査というのは、調査区に対して全数調査をする、いわゆるクラスター抽出で行うということになっています。これは現在の調査系統、つまり保健所の機能を活用することは非常に合理的な、調査実査の立場から合理的だとは思っておりますけれども、今後、調査系統が非常に大きく変わっていくときに、調査区間のばらつきと調査区内のばらつきと考えたときには、実は標本配分的にはどういうものかということ、また別の問題になってくるのではないかと、調査技術上考えるところです。

今現在の調査系統で、私は保健所が調査区の中を調べるというやり方は、非常に合理的なやり方だと思うのですが、将来的には、その種の調査技術的な検討ということも必要なのではないかと思いましたので、あえてコメントさせていただいた次第です。どうもありがとうございます。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 ありがとうございます。御指摘の点、非常に重要な点だと思います。今後も引き続き、そのような点についても検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○北村委員長 ほかに御意見・御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、私からコメントしたいと思います。

今回の変更は、調査事項の変更とオンライン調査の導入が柱になっているということですが、調査事項の変更については、統計の充実・利活用の向上という観点から、オンライン調査の導入については、回答方法の多様化による負担軽減や回収率向上の観点からの変更と認識しております。

いずれにしても、統計の改善に向けた積極的な取組と考えますが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、統計現場の負担軽減は、引き続き考慮していく必要があると思っております。津谷部会長はじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、審議のほど、よろし

くお願いいたします。

それでは、次に移りたいと思います。

諮問第153号、木材統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは引き続きまして、内山から、木材統計調査の諮問の概要について御説明をいたします。資料は2-1から2-3ということになります。

資料2-2の諮問文にありますとおり、今般、農林水産大臣から、木材統計調査について計画変更の申請がございました。この申請の承認の適否を判断するに当たりまして、統計委員会の御意見をお聞きするというものです。先ほど同様、概要資料、資料2-1で説明を行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料2-1の1ページです。本調査の現在の全体像を簡潔に申し上げます。調査の目的に記載しておりますが、この調査は我が国における木材の素材、それから木材製品の生産・出荷等に関する実態を明らかにするというものを目的とするものですが、大きく分けて、年次調査である基礎調査、それから毎月行われる月別調査、この2種類の調査から構成されています。

月別調査につきましては、調査事項の欄に記載しておりますとおり、生産・出荷の動態を調べるということで、入荷・生産・出荷・在庫といった一連の流れに沿った主要事項を中心に調べる調査となっておりますが、年次調査である基礎調査につきましては、月次調査よりも細かい調査事項で把握するものとなっております。

そして、下から2段目、調査組織のところに記載しておりますが、いずれの調査におきましても、現在は地方農政局等を経由する調査として行われています。

本調査の主な利活用については、次の2ページにまとめておりますとおり、行政施策上の利用といたしましては、森林・林業基本計画における目標設定・評価の基礎資料として使われているほか、木材の需要と供給の状況あるいは自給率などを総合的にまとめた木材需給表を作成する基礎資料として用いられています。また、製造業における生産動態を把握する調査の一つということもありまして、SNA関連や鉱工業指数の基礎データとしても用いられています。

では、今回予定されている変更点は何かということですが、3ページにまとめております。大きなくくりで申し上げますと、民間事業者への業務委託、この1点でございます。具体的には、現行計画と変更後という対比で図を入れておりますが、現在、地方農政局等経由で農林水産省自ら実務を行っておられるところ、赤字で記載しておりますとおり、調査実施に関する一連の事務を民間事業者に委託するというものです。

現行計画と変更後との間における若干の相違といたしましては、月別調査において、変更後は調査員も関与する余地があるとされておりますが、これは基礎調査と月別調査の両方を一体的に委託するという上からも、殊更に区別せず、月別調査についても調査員の対応を可能にして、柔軟な対応ができるようにする。そのようなことが想定されているためでございます。

また、資料の中段辺り、矢羽根の部分となりますが、調査系統の変更に伴いまして、当然の変更ではありますが、調査票の原票（紙媒体）の保存責任者を、地方農政局等の長から農林水産省大臣官房統計部長に変更することが計画されています。なお、調査票の内容を記録した電磁的記録の保存責任者については、これまでも農林水産省大臣官房統計部長が保存責任者ですので、今回の変更で情報の保管が統計部長に一元化されるということになります。

また、公表時期については、民間委託後においても基本的に維持されるのですが、民間委託後の作業手順などを踏まえまして、基礎調査の概要結果、つまり年次調査の速報に当たるものですが、こちらの公表時期を少し繰り下げることのみが計画されています。繰り下げと申しましても、この基礎調査については、年次調査でありながら、毎年2月末の調査終了から2か月という極めて短期間に公表がなされてきているもので、その1か月繰り下げにとどまるというものです。

なお、このページの脚注にも記載しておりますが、今、御説明した変更のほかに、利用者の利便性やニーズを踏まえまして、これまでインターネット及び印刷物の両方で行っていた公表について、インターネットのみとする変更も予定されています。

今回予定されている変更は、これだけでございます。また、この調査については4ページに記載しておりますが、平成29年の前回答申時に課題が一つ付されております。課題とは申しましても、この木材統計調査自体の課題というわけではなく、木材に関連する各種データの提供の在り方全体についての課題です。具体的には、枠囲みに要旨を記載しておりますが、要するに、木材関連の調査結果などを含めた総合的な統計表の作成・提供について検討する必要があるというもので、基本計画の事項としても掲げられているものです。

以上が、木材統計調査について今回予定されている変更事項、そして前回答申時の課題です。この後、農林水産省から資料2-3ということで、民間委託の際の対応、あるいは前回答申の課題についても補足説明をしていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、農林水産省から補足説明をお願いいたします。

○佐野農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（総括） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課の佐野と申します。よろしくお願いいたします。私から、木材統計調査の変更について補足説明いたします。資料2-3、調査実施者補足説明資料を御覧ください。

まず1ページ目です。民間事業者を活用する際の留意点について予定している措置でございます。今回の民間事業者の活用にあたりましては、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインを踏まえつつ、1ページにある措置を講じたいと思っております。

1点目の統計の結果精度の維持・向上につきましては、1つ目としまして、定期的な進捗状況の報告に基づく調査全体のプロセス管理、2つ目としまして、調査票の回収率の維持・向上に向けまして、職員のノウハウの継承や民間事業者の創意工夫、3点目としまして、報告値の審査に係る職員の支援、4番目としまして、集計結果の精度維持に向けた当

省における対応について、措置を講じることとします。

2点目の報告者の秘密保護につきましては、事業者の調達に向けた仕様書に、業務を遂行する際の環境整備、セキュリティー対策、秘密保護の徹底等について明記させていただくとともに、それらの内容につきまして、誓約書として提出させることとしております。

3点目の信頼性の確保につきましては、国の統計調査であることを明確にするため、民間事業者に農林水産省木材統計事務局を設置、ウェブサイトや調査依頼状に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティー対策を講じていることを明記する等の対応を図りたいと考えております。

4点目の民間事業者の履行能力の確認につきましては、受託者の決定に当たりましては、総合評価落札方式を採用いたしまして、客観的なチェック項目を設けるほか、事業者の提案も十分に加味した上で、慎重かつ合理的に判断したいと考えております。

次のページを御覧ください。前回答申時の課題への対応状況と今後の方向性です。前回の答申の際、木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向けて、利活用やニーズを踏まえつつ、総合的な統計表の作成・提供を検討するよう御指摘いただいているところです。

まず、対応状況についてですが、当方で実施している木材統計調査及び木材流通統計調査結果に基づき、我が国の木材需給、木材産業及び木材価格等の動向を総合的に編集した木材需給報告書を作成しているほか、森林・林業白書において、森林資源・森林整備、林産物、木材産業等の状況、海外の森林情勢等を網羅する総合的な統計表を作成・提供しているところです。さらには、林野庁では木材の生産・消費に係る様々な統計調査結果を用い、木材需給の状況を明らかにするための木材需給表を作成しているところであり、御指摘の課題にはおおむね対応しているものと考えております。

次に、今後の方向性ですけれども、ユーザーにとってより利便性の高い情報提供となるよう、木材の消費・生産に係る木質バイオマスエネルギー利用動向調査、特用林産物生産統計調査の結果についても木材需給報告書に掲載することとしまして、本年12月末に発刊予定の令和2年の報告書から対応すべく検討しております。

以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

本件は産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議していただくことといたしますが、ここで格段の御質問・御意見はございますか。よろしいですか。何でも構いませんけれども。

もしなければ、部会で審議していただくということにしたいと思っておりますけれども、私から多少コメントしたいと思います。

今回の変更については、民間委託の導入に伴う変更のみということで、論点は限られています。また、民間委託に当たっての留意点など、農林水産省から先ほど補足説明もされておりますので、川崎部会長におかれては、効率的に部会所属委員の意見を取りまとめ、委員会に御報告をよろしく願います。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第154号、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室でございます。資料3-1に基づきまして、諮問第154号の概要、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について、概要を説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。これは科学技術研究調査の概要です。調査の目的としまして、我が国における科学技術に関する研究費や研究者数等の研究活動の実態を調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的として、総務省統計局で実施しております。

調査票は甲・乙・丙の3種類がありまして、調査票甲は企業AとBに分かれておりまして、乙が非営利団体・公的機関、丙が大学等を対象に、調査票が3種類ございます。

左下、周期等とありますが、調査周期は毎年、年度末の3月31日現在を把握することとしており、調査は5月中旬から7月中旬にかけて行われております。

2 ページ目を御覧いただければと思います。経済産業省企業活動基本調査です。目的は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることとなっております。こちらは経済産業省で実施しておりまして、同じく左下の周期等のところで、毎年年度末現在で、5月から7月にかけて実施されております。

3 ページ目が、この統計調査の利用の状況として、まず科学技術研究調査は大きく3点。1つ目が、行政上の施策への利用等ございまして、科学技術・イノベーションの基本計画、男女共同参画の基本計画、こちらは女性研究者の割合等が使われております。それから2つ目としまして、研究分野のGDPの推計に、内部使用研究費を利用していること。3点目としまして、国際比較のため、OECDやSDGsの各種指標として、研究費等のデータを利用しています。

下の方、経済産業省企業活動基本調査ですが、大きく2つ。1つ目が、経済産業省の施策等の企画・立案のためで、企業のグローバル化の状況やサービス化の進展の把握、それから各種白書で、経済財政白書、通商白書等において利用されていること。2つ目としまして、他の統計調査へのデータ提供で、経済産業省で毎年実施しています海外事業活動基本調査や、中小企業実態基本調査にデータを提供しています。

4 ページ目からが今回の変更の内容になります。まず4ページ目ですが、経済構造実態調査との同時・統一的実施として、基本計画の中で、経済構造実態調査と経済産業省企業活動基本調査等々の各種経済系の統計調査についての役割分担、重複是正等を検討することとなっておりまして、今回、この基本計画を踏まえ、経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査について、令和4年調査から同一名簿・同一期日で統一的に実施するとともに、共通する調査項目につきましてはデータ移送を行うことにより、重複是正を実現します。

この表で、まず母集団情報ですが、こちらは基本的に、事業所母集団データベースに一元化すること。基準となる期日につきまして、科学技術研究調査、経済産業省企業活動基本調査、両調査とも今まで年度末現在としていましたが、こちらを6月1日現在としまして、経済構造実態調査と基準となる期日を同じにすること。調査期間は、経済産業省企業

活動基本調査につきまして、5月中旬から6月下旬としまして、こちらも経済構造実態調査と合わせます。

それから、調査方法ですが、現在、経済構造実態調査で大企業を対象としまして、統計センターにおいて企業調査支援事業として、政府統計オンラインサポートシステムを活用していきまして、このシステムを両調査、科学技術研究調査と経済産業省企業活動基本調査にも活用していきます。

5ページ目です。こちらからは、科学技術研究調査の調査対象の追加でございまして、背景といたしましては、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、平成20年の法律ですが、これが昨年、令和2年に改正されまして、研究開発法人が民間事業者と共同出資して外部組織（会社）を設立して、共同研究機能等を外部化することが可能となりました。これは今年、4月1日から施行となっています。

一方で、日本再興戦略2016の中で、2025年度までに企業から大学や国立研究開発法人等に対する投資額を3倍増とする政府目標が掲げられておりまして、この目標のフォローアップとして、科学技術研究調査の結果が活用されていました。

今回の変更概要で、研究開発を目的として大学・研究開発法人が出資した会社について、調査票甲（企業A）の調査対象に追加する内容です。

6ページ目ですが、ここからは科学技術研究調査の調査事項の変更で、6ページ目の内容は、主に国際基準（フラスカチ・マニュアル）への対応でございまして、左側の変更理由を御覧いただければと思いますが、このマニュアルの中で、自機関内の内部従業者と、他機関に雇用される外部従業者を分けて把握することが勧告されております。

これを踏まえ、まず研究関係従業者数、研究者の数の内数として、労働者派遣法に基づく派遣労働者を追加すること。それから研究費、内部で使用した研究費で、現行では人件費の中に含まれていた派遣労働者に関する費用を、その他の経費の中の内数として把握することで、派遣労働者の部分について、分けて把握します。

あとは、その他、マニュアルと区分を統一すること。それで国際比較可能性を向上させることで、幾つかありまして、図1で有形固定資産の購入費の中で、「土地」と「建物など」、これがもともとは「土地・建物など」という一つの項目だったものを細分化することとか、あとは図2にあります。社外、外部から受け入れた研究費や、外部に支出した研究費で、海外区分の中に政府機関と民間非営利団体を追加する内容になっています。

それから、7ページ目を御覧ください。科学技術に関する政策の動きを踏まえた対応で、まず左側の図3を御覧いただければと思いますが、数学と物理が分かれています。これももともとは「数学・物理」として、両方同じ項目だったのですが、AI技術等の普及等に伴いまして、それぞれの各セクターの研究開発の重要性が高まっているため、より詳細に把握するために分割すること。

それから、図4の下に、AI分野、バイオテクノロジー分野、量子技術分野の3分野がありまして、こちらの3分野につきましては、政府内で戦略的に取り組むべき基盤技術という位置付けになっていきまして、こちらの3分野を新たに把握すること。

それから、他分野との重複の欄、丸を付けるところがありまして、これを新たに入れる

とのことで、要は、いろいろな分野との重複が今までもあったのですけれども、重複の有無を把握することで、重複がないミニマムな結果、重複を含むマキシマムな結果、両方集計表を作成して、多面的な分析を把握可能とします。

8 ページ目が経済産業省企業活動基本調査の調査事項の変更で、大きく2つございます。上の方が法改正を踏まえた調査事項の変更でございます。現在の会社法（令和3年3月1日施行）に合わせて区分を変更するもので、具体的には、変更案のところの4番、株式交付が項目として新たに加わったので、その部分を追加することと、それ以外の項目につきましても、会社法上の組織再編行為の類型に合わせて表現ぶりを直します。

下の方が、報告者負担軽減の観点から、事業の外部委託の状況のうち、関係会社への委託金額を削除します。

最後、9 ページ目が、想定される論点になります。大きく3つありまして、1つ目が、3調査の同時・統一的実施についてでして、これが経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の中で、どのような位置付け・役割を担っているか。経済構造実態調査から今回の2つの調査に対して、どのような調査事項についてデータ移送を行うのか。それから、経済産業省企業活動基本調査につきましては、母集団情報を切り替えるため、過去の結果との間で断層が生じていないか、生じるおそれはないか。このようなことについて、部会で御確認いただくことになるかと思えます。

2つ目が、科学技術研究調査の変更内容について、調査対象の新たな追加で、この必要性や理由、調査事項の見直し、今回、見直しが多いのですが、利活用を踏まえたものとなっているか。

3点目としまして、経済産業省企業活動基本調査で、事業の外部委託の状況の中で、関係会社への委託金額を削除することについて、利活用等に支障が生じることはないか。

このようなどころにつきまして、部会で御確認をいただくことになるかと思えます。

説明は以上になります。

○北村委員長 ありがとうございます。

本件はサービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問・御意見ありますでしょうか。

○中村委員 中村ですが、よろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○中村委員 資料3-1の7ページですけれども、新たに3分野をR&Dと認めることでありますが、これは、今までこれらはR&Dではなかったのだけれども、これを新たに認定するのでしょうか。その結果として、R&D投資が増えることになるのでしょうか。これが第1点です。

それから、現行8分野があって、新たに3分野を追加することについてですが、現行8分野について、8分野の間で他の分野との重複があるかないかを聞き、新たに追加する3分野については、その3分野の間で他の分野との重複があるかないかを聞くことになっていきますけれども、現行8分野と新規の3分野の間での重複も当然あるかと思えますが、それを聞かないのはなぜでしょうか。これが第2点です。

それから、重複のあるなしだけを聞くわけですから、その情報だけによって、どうやってミニマムとマキシマムの金額を計算することができるのか、その仕組みがよく分からないため、その点、教えていただければと思います。

以上です。

○北村委員長 それでは、お答えください。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 お答えさせていただきます。

まず、下の3分野の追加についてですけれども、理由としては、全体を科学技術として網羅しているわけではなくて、政策上重要な視点として、これまでも科学技術基本計画に基づいて、ライフサイエンスから海洋開発の8分野を特に調べさせていただいたものになります。

今般の科学技術・イノベーション基本計画の策定によりまして、特にAI分野、量子技術、バイオテクノロジー、それからマテリアルの分野が、基本計画の中に追記されました。そのうちマテリアルは、現行分野の物質・材料とナノテクノロジーとほぼ同じ概念ということで、政策上、特に必要なAIと、それから量子技術とバイオテクノロジーを追加させていただいたものになります。

このため、新たに科学技術の分野が広がったというのではなく、特に重要な部分を政策のニーズによって、特に抽出して調査をさせていただいていた経緯がありまして、特に重要な分野が4つ増えましたが、そのうちの1つは現行分野にほぼ含まれているため、残りの3つを追加させていただいたものになります。

それから、3分野の追加ですけれども、現行分野との重複はあるのかということですが、重複はございます。重複がある前提で、ただし、政策上、体系的にこれは科学技術を網羅するように設計されているわけではなくて、その時々の方針のニーズに応じて、特に必要な分野を抽出させていただいたもので、今回特に3分野が必要であるため、追加させていただいたと御理解いただきたいと存じます。

それから、この集計はミニマムとマキシマム、完全に把握できるものではございません。現状は、全てそれぞれの計を出して、重複がある前提で合計を出させていただいたものですが、今後は、重複がない範囲で集計したものを提示することで、ミニマムの目安的な数値が出せるのではないかと。それと我々の重複関係も、行政側でも分かっていたものですから、そのような情報を提供できる、一つの取っかかり程度の集計はできるのではないかとお考えいただきたいと存じます。

以上です。

○北村委員長 中村委員、よろしいでしょうか。

○中村委員 いずれにしろ、ミニマムにせよマキシマムにせよ、絞り過ぎるか、あるいは過大になるか、どちらかになるかと思えますけれども、その辺の注意点は書き添えていただきたいと思えます。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 結果は間違っ使用されないように、きちんと注意書きしながら公表していきたいと考えています。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見ありますでしょうか。

○宮川委員 宮川ですけれども、よろしゅうございますか。

○北村委員長 宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 ありがとうございます。科学技術研究調査報告についてお伺いしたいと思います。

前回の科学技術研究調査の諮問の際に、私も部会に参加させていただいて、議論させていただいたのですが、そのとき多分、オスロ・マニュアルだったと思いますが、そこでの変更に伴って、サービスのイノベーションを科学技術研究開発の枠に加えること、新たにいわゆる研究開発というか、イノベーションの範囲に加えることを改定で入れたと思います。

そのときに私が、サービスのイノベーションは非常に捉え方が難しく、また、各サービス業の業種では通常の業務の中でイノベーションを行っているケースもあるので、そのようなものがイノベーションに含まれることをきっちり知らしめて、またそうなれば、もしかしたら断層が起きるかもしれないけれども、それについてはきちんとチェックするようにお願いしたいと申し上げていたと思います。その点がどのようになったのかを、今回確認していただけるのではないかと思ったのですけれども、その点について質問したいと思います。

○北村委員長 それでは、事務局。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 よろしいですか。部会の中できちんと御報告させていただくつもりでございましたが、簡単に申し上げます。現状、私が承知している範囲のことを申し上げますと、サービスを含めて例示を変えて、企業にもきちんと、そのようなものが含まれるのですと御理解いただく質問に変更させていただきました。その結果、研究費がどうなったかは、きちんと分析させていただいておまして、併せて企業側にもアンケートを取って、この質問を変えたことで研究費の中身が変わったかどうか、認識が変わったかどうかを確認させていただきました。

結論から申し上げますと、ほとんど変わらなかった、影響がほとんどなかったことが分析の結果で出ておまして、その中身を詳細に、また部会で資料を用いながら御報告させていただくつもりでございます。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 宮川委員。

○宮川委員 分かりました。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私からもコメントしたいと思います。

今回の科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の諮問においては、第Ⅲ期基本計画等における指摘を踏まえ、経済構造実態調査を含めた3調査を同時・統一的に実施するための見直しのほか、調査事項等の見直しも計画しているとのことです。

特に、3調査の同時・統一的実施については、経済構造実態調査と他の企業統計調査の

重複是正の取組の第一歩となることが期待され、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の中で、どのような位置付け・役割を担っているか、どの程度、報告者負担の軽減が図られるか、十分御審議願います。

椿部会長をはじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様、審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。部会の審議状況についてです。

まず、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会での、経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止に関する審議状況について、椿部会長から御報告をお願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。

それでは、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会における、経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止に関する審議状況につきまして、報告いたします。資料４－１を御覧ください。

経済構造実態調査の変更等につきましては、前回４月２２日の統計委員会におきまして、１回目の部会の審議状況を御報告したところです。その後、４月２８日に２回目、先週５月１８日に３回目の合同部会を開催いたしました。３回目の議事概要につきましては現在取りまとめ中のために、審議内容につきましては口頭で説明します。

これまでの部会における審議の結果、論点についての議論は一通り終了し、Ⅰの１の（４）報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間を除きまして、変更事項は適当と整理いたしました。

それでは、２回目以降の部会の審議状況につきまして御説明いたします。資料４－１の２ページ目、Ⅰの２、製造業事業所調査の新設の（２）から（５）につきましては、従来の工業統計調査の調査事項や集計事項は基本的に維持されていることを確認しました。いずれも適当と整理したところです。

なお、製造業事業所調査の調査票の一部に誤字等がありましたので、これに関しては答申において調査計画の修正を求めることといたします。

引き続きまして、３、乙調査の見直しについてです。乙調査は旧特サビ、特定サービス産業実態調査に相当するものですが、前回答申におきまして、経済構造実態調査の中での位置付け及び調査事項について再検討を行う旨の課題が付されておりました。これを踏まえまして、調査実施者において再検討した結果、経済産業省内における乙調査の有用性が低下していること、それから、調査事項の細かさから記入者負担が大きく、未回答・修正の増加による精度確保の問題があることなどから、今回、廃止する計画とされたものです。

これにつきまして、利活用の面で支障が生じないかを確認いたしましたところ、国民経済計算の推計に支障が生じないよう、産業横断調査において生産物分類の詳細化を実施する予定が確認できました。このため、適当と整理したところです。

４の基本計画、前回答申における今後の課題への対応状況について確認しましたところ、これも対応済みであること、又は、今回の変更で対応されることが確認できたため、適当と整理したところです。

Ⅱの工業統計調査の中止、3ページについては、これも先ほど申し上げました製造業事業所調査の新設によりまして、経済構造実態調査へ包摂されることに伴うものであり、適当と整理いたしました。

申し訳ないのですが、資料4-1の1ページ目にもう一度戻っていただいて、右下を御覧願います。ここは非常に今回の審議の中でいろいろな議論があったところです。Ⅰの1の(4)報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間のうち、支払利息等の廃止につきましては、2回目以降に引き続き審議するとしていたところです。

2回目の部会においては、調査実施者から、支払利息等を継続調査とした場合、推計個票が作成できないことから、支払利息等を含む結果表については、実測値が得られる上位8割層の企業のみを集計したものを別途作成する方法となるという説明がありました。これに対して委員の方々からは、1回目の部会での意見に加えて、本調査は創設間もない調査であって、産業横断的な年次統計として経済構造統計全体の充実を図るため、挑戦していく価値があるという意見も出されました。

なお、ここは赤字で示しているところですが、発言された委員の方から補足があり、挑戦の趣旨は、母集団に復元する推計が困難であるため、すぐに有用な結果となる保証はないものの、引き続き調査・集計を行い、そのデータの利用可能性を検討するに値するとのことでした。こういうことでしたので、この表現自体は更に検討してまいる所存です。

それから、個別の統計調査を複数実施するのではなく、アメリカのように、軸となる統計調査に様々な調査事項を付加して負担軽減を図る視点も導入すべきであるといった意見がありまして、第2回で、支払利息などの廃止は適当ではないとの方向性になりました。この点、引き続き3回目の部会において、審議を継続することにしたところです。

そこで、口頭の説明になりますけれども、3回目の部会におきましては、調査実施者において整理していただいた結果、令和4年以降、営業外費用として、「支払利息等」の「等」を外し、企業の会計勘定科目と整合的な「支払利息」を調査項目に設定する。それから、支払利息の集計としては、調査対象である売上高ベース上位8割層の企業を集計対象とする。つまり、実測値の積み上げ集計とするという方法の提示があり、これをおおむね適当と判断したところです。

また、2回目までの部会の審議の内容を踏まえて、令和3年経済センサス-活動調査では支払利息等を廃止することとしてしまったのですが、次回の調査に向けて検討する旨の課題が付されていたため、今回の経済構造実態調査が、経済センサス-活動調査の中間年の経済構造統計を整備する役割を担っていることを踏まえ、支払利息等について再検討したと整理してはどうか。

それから、我が国では調査単位と調査目的が一致していなければならないという発想が強いが、諸外国は必ずしもそれにこだわらない、経済構造実態調査は、企業の生産活動を把握することを目的とする調査のため、今回から企業・事業所の両方の単位で把握することになった、そういう視点を答申に盛り込んではどうか。

さらに、経済センサス-活動調査の調査事項である減価償却費について、経済構造実態調査では、売上高上位5割層の企業を対象としている産業横断調査の調査票Bでは主な事

業活動ごとに把握しているものの、上位8割層の企業を対象としている調査票Aでは調査しておらず、今後、経済センサス - 活動調査と経済構造実態調査の両調査の整合性についての検討が必要ではないか。

以上のような、かなり重要な意見が提示されたところです。これらを踏まえまして、今後、答申の案文を検討してまいりたいと考えております。

なお、令和8年経済センサス - 活動調査における支払利息等の扱い及び電子商取引の実態の把握方法に関する研究を行うことの必要性については、経済構造実態調査の審議の範疇にとどまらない指摘だったと考えますので、川崎部会長とも相談の上、追って部会長意見として報告いたしたいと考えているところです。

このほか、調査名の英訳に関しても指摘がありまして、現状ではEconomic Conditions Surveyとなっているのですが、実態に即した分かりやすい名称、例えば、Annual Business Survey又はAnnual Economic Surveyというものにしてはどうかという御提案もありまして、これについては、調査実施者において早急に検討したいとの回答があったところです。

以上が第3回目の論点を紹介したところです。

以上のとおり、部会としては答申案の方向性がおおむね整理できましたので、今後、答申案の具体的な案文の作成を進めたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について、何か御質問ありますでしょうか。追加的なコメントでも構いませんけれども。よろしいですか。特に追加はないですか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。

今回、令和3年経済センサス - 活動調査の調査事項から削除された「支払利息等」について、経済構造実態調査では新たな試みとして、将来の利活用の可能性も考慮し、「支払利息」として引き続き把握すると整理されたので、難しい審議を取りまとめたいただいた椿部会長はじめ、皆様に感謝申し上げます。

また、電子商取引については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、より一層拡大の傾向にあると考えております。私も、その実態の把握方法に関する研究を行うことは重要であると考えております。

椿部会長、川崎部会長をはじめ、合同部会に所属の委員の皆様、引き続き審議のほど、よろしく願いいたします。

それでは、ここで10分間ほど休息としたいと思います。

(休 憩)

○北村委員長 それでは、そろそろ議事を再開したいと思います。

次に、産業統計部会での、農業経営統計調査の変更に関する審議状況について、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎委員 川崎です。よろしく願いいたします。

それでは、農業経営統計調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。今、表示されている資料4-2を御覧ください。この審議は先週5月19日に終えたば

かりでして、まだ1回しかやっておりますが、時間の都合もありましたので、議事概要はまだ作成中ということです。したがって、この一覧表について口頭で補足しながら御説明をさせていただきたいと思っております。

今回の審議では、3点ほど論点を審議しております。これは左のところにございますが、一番上が調査の重点化、2番目が調査事項の見直し等、3番目が標本設計の見直しということになっておりまして、この順番に御説明させていただきたいと思っております。

まず、1番目の調査の重点化ですが、これは、いわゆるロングフォーム・ショートフォームの導入ということでありまして、これは全体としては、調査のリソースの制約があること、また、調査対象の負担軽減ということを考えるという意味では、大きな方向としては適切であろうということなのですが、どういう方法でやるかというのが問題だということ、この点を重点的に審議しております。

ロングフォームというのは、よく知られているとおり、調査項目を基本項目と詳細項目に分けて、基本項目は全ての対象に、それから詳細項目は特定の対象に限るということで、負担軽減ができるということなのですが、実は、どのように配り分けるかということが大きな問題であります。

これについて、別紙を御覧ください。この青い方の表にありますとおり、表頭に基本項目と詳細項目とありますが、詳細項目の回答不要というのが、表側の副業的経営体ということになりまして、つまり、ショートフォームの方は副業的経営体のみに、それ以外の主業経営体、準主業経営体はロングフォームを調査するということになるわけです。

この点につきましては、実は統計委員会の席でも清原委員から御質問があったので、その辺りのことも更に詳しく聞いているのですが、この配り分け方の基準が下側の赤い方の表になっております。主業経営体、準主業経営体の方は、大きく分ければ、表側にあります「自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員」がいる場合、これが上側のロングフォームということですが、いない場合がショートフォームということですが、結果として、65歳未満の世帯員というのがあるかないかということで線引きをするというのが、妥当かどうかということになります。

その意味で、資料4-2の1ページ目に戻っていただきますと、このような世帯の年齢や従事日数で区切るということではなくて、例えば耕地面積とか農業所得といった、ほかの指標で区切るということをしなかったのはなぜかというのが、大きな質問として出ております。これが1番目のポイントです。

そのほかに、やや詳しく尋ねたような質問がいろいろ出ておりまして、例えば2番目のところは、調査は5年間標本を継続するということですが、その場合に、調査を依頼するときに63歳だった人が、調査の経過とともに65歳に達するというので、今までロングフォームを記入していたのに、突然ショートフォームになるというような不連続が起こることです。65歳で実際に農業経営の不連続が起こるなら話は別ですが、なかなかそれも考えにくいということもあるので、そういうのが適切かどうか分からないという意見もありました。

それから、もう1個飛びますけれども、4番目のひし形のように、65歳で線引きをする

ことで、どれほど負担軽減の効果があるかというのがよく分からない、その辺りをきちんと示してほしいということでもあります。

そのほかに、集計の観点から、その次の項目になりますけれども、詳細項目に該当する事項については、これまでの全ての報告者を集計した結果として公表していたものに比べて、断層が生じるのではないかという疑問もありました。

ということで、このような指摘がいろいろ出ておまして、これに対して農林水産省から、これからしっかりと事実を示していただいて、この後も審議を続けてまいりたいということでもあります。ということで、この点は引き続き審議ということです。

続きまして、2番目の点ですが、中ほどになります。調査事項の見直し等というのがポイントですが、これにつきましては変更が2つほどあるということ。一つは、既に(1)で御説明した調査の重点化以外にも調査事項の削除等がなされるというものです。2番目が、この調査が5年間標本を固定して行うということを踏まえて、調査事項の一部について、プレプリントを行って実施するというものです。これにつきましては、ひとまずのところ、利活用ニーズですとか、報告者負担の軽減、それから調査の効率化を踏まえたものということで、適当ということで整理しております。

続きまして3番目、一番下のポイントですが、標本設計の見直しということ。これは、継続調査でもありまして、前回の変更時に新たな目標精度を設定して、標本設計の見直しをしたということで、その見直し結果を検証するという課題が既に付いておりましたが、結論としましては、大きな見直しの必要はなく、農林業センサスの母集団更新を踏まえたサンプルサイズの修正ということで対応されております。

部会審議では、このことについては特に異論はなかったのですが、今回計画されている調査の重点化に関連して、ここの資料に書かれておられますとおり、個人経営体について調査票をロング・ショートに分けることで、区分ごとの調査票の配り分けが必要となるが、この配り分けを適切にするのにどのような配慮がされているのかであるとか、報告者がどの区分の経営体に該当するのか、どのタイミングでどうやって確認するのかといった、調査実務に関する意見がありました。

ということで、この点につきましても、調査の重点化の審議と併せて、次回引き続き審議するという予定にしております。

審議結果は以上ですが、今後の予定としましては、次回は6月9日に開催する予定の部会で審議いたしまして、次のページになりますけれども、公表時期の繰下げなどの論点について審議するという予定にしております。

以上がこの調査についての御説明です。よろしくお願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について、何か御質問等ありますでしょうか。

○清原委員 清原です。

○北村委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 川崎部会長をはじめ、委員の皆様、本当に丁寧に御検討を開始いただきまして、感謝いたします。特に今回、重要な論点であるロングフォームとショートフォー

ムの配り分けの基準等についても、少し時間をかけて御検討いただくということで、ありがたく思っています。

と申しますのも、農業につきましては、コロナ禍にあって、改めてその必要性でありますとか、あるいは従事者の確保といったことが課題になっております。したがって、農業経営に関する調査がますます重要性を増していると思ひまして、効率化のために調査票の配り分けをすることも有効なのですが、問題の所在をいかにして明らかにしていくかという観点から、丁寧な御検討をいただいていることに感謝して、発言といたします。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今の清原委員の御発言、ありがとうございます。私からももう少し補足申し上げてよろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○川崎委員 これは情報共有のためとして申し上げるのですが、たまたま今朝の日経新聞だったと思いますが、農業経営統計調査を使って、今、農業の大規模化が進んでいるので、その大規模化によって随分コスト構造も変わっているということが、短い記事ですが、紹介されておりました。そう考えますと、このロング・ショート of 基準で本当にいいのかというのは、改めて私もその記事を見て、疑問を持ったということです。先般の清原委員からの問題提起は、大変大事な点だということを本当に改めて感じております。

それからもう一つは、今、部会の中で議論が出ているのは、負担軽減であるならば、例えば青色申告をやっているかないかとか、帳簿をきちんと付けているかどうかということと、これをメルクマールにして対応する方法もあるのではないかとということです。ロングとショート of 大きな違いは、そのような経理項目をどれだけ調べるかということでもあるので、もしかしたらその方がいいのではないかと議論が今、委員の間からも提案が出ておひまして、そのようなことも含めて、これから検討していこうということにしております。

以上、御参考までに。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

担当事務の方から御説明ありますか。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 担当課長の土橋でございます。今日もお時間いただきまして、どうもありがとうございます。

清原委員におかれましては前回も、しっかりと調査の結果を踏まえて、農業政策に資するような形で活用できるようにというお話、また今日もございました。そのような意味では、私ども、担い手という観点から区分けということのお示しを、持ち出し案としてさせていただいたわけでは、

今、川崎部会長からも青色申告が、一つのメルクマールになるのではないかと御提案をいただいたと受け止めました。前回19日を終えて、今の時点で私どもが認識をしているのは、報告者負担軽減に傾注するあまり、入手すべき情報を把握しないことになるので

はないかという御意見ということで、我々は理解をしないといけないのではないかなと思っております。今、青色申告ということも一つの提案と捉えて、次回6月9日には、私どもの持ち出し案が改善につながるような御助言、御提案をいただけるような説明を心がけたいと思っております。

以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほか、追加的に御質問とかありますでしょうか。よろしいですか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 内閣府でございますが、よろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 どうもありがとうございます。

今回、公表時期の一部を変更するとの計画が示されていますが、データの公表のタイミングについて、昨年来の農林水産省とのやり取りや経緯の中で、若干そごがあります。部会資料の中で、特段の問題がないという認識が示されているようですが、私どもでは、SNA(GDP統計)の推計に当たって、実はそれなりの問題があったということですので、できるだけデータについては推計を取り込めるように作業を考えていたところでは、

です。調査実施者の農林水産省と引き続き相談して、そごのない認識の下で進めていきたいと思っております。

すみません。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。実施者の方からは。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課長 おっしゃるとおり、内閣府とは事前の調整をしっかりとしていたつもりと申してしまっていて、結果として若干の混乱があったということは反省しております。今おっしゃるとおり、可能な限り早く公表していくと。国民の共有財産ですので、そのような意識をいま一度強く持って、内閣府と事前に調整する範囲があれば、我々はそのところを努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに追加すべきこと、質問はございますか。よろしいですか。

では、私からもコメントさせていただきたいと思っております。

ただ今御報告ありましたが、特に調査の重点化については、調査目的の継続的な達成と報告者負担の軽減を両立するための、積極的かつ大きな変更と認識しております。ただ、ロングフォームとショートフォームの配り分けの基準について、65歳という年齢で一律に線引きすることについては、経営統計という性格から適切かどうか、部会でも意見が多かったと川崎部会長からも御説明ありましたが、標本の選定方法の確認と併せて、引き続き審議をお願いいたします。

また、公表時期の繰下げなどの審議事項も残っているとのことですので、川崎部会長をはじめ、産業統計部会に所属の委員の皆様におかれましては、引き続き、部会での審議をよろしくお願いいたします。

それでは、次の議事に移りたいと思います。令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議の素案についてです。

各府省において、統計に関する課題を解決するためには、必要となる予算や定員といったリソースを確保することが非常に重要です。統計委員会においては、各府省が必要とするリソースの確保を後押しすることができるよう、本年も委員会として、リソースを重点的に配分すべき事項を取りまとめ、建議として決定したいと考えております。つきましては、本日お手元に、私が作成いたしました素案をお示ししておりますので、御説明いたします。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、統計の重要性が改めて認識されたところですが、依然としてコロナ禍にあり、保健所など、調査の経路機関もその対応に迫られるなど、調査環境は厳しい状況が続いております。今後も継続的に統計調査を実施していくためには、調査の経路機関の業務体制の強化、調査手法の見直しのほか、昨今の政府全体におけるデジタル改革の流れも踏まえ、デジタル技術の積極的な活用や、利活用しやすいデータ提供も、より一層求められることとなります。

このような状況から、2ページ目以降に記載している重点分野は、事務局が実施した主要府省へのヒアリング結果等も踏まえて、1番目はデジタル技術等を活用した統計の作成、業務効率化。2番目としては、統計データの利活用の促進。3番目は、人材の確保・育成。4番目としては、そのほか、国民経済計算の整備など統計改革に関する事項などについて、それぞれ重点化して取り組むべき事項を記載いたしました。

私からの素案の説明は以上となります。委員の皆様、御意見・御質問などあれば、御発言をお願いいたします。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 ありがとうございます。大変練られた案だと思います。

ただ一方で、今年度を振り返りますと、コロナの中でデータというものが政策に十分に、タイムリーに反映されてきたかというのが、一つ大きな課題になっているというところが分かったと思います。先ほども申し上げましたけれども、例の保健所の話。今回も保健所の話、基本的な考え方のところを書いていただいておりますけれども、それに対してもう少し、重点化すべきところで強く打ち出していくというのが必要ではないかと思っております。

現在の案はもちろん横断で、各省にとって非常に重要な点がまとめられていると思えますけれども、今回のコロナの経験を踏まえて、ある意味では行政データと統計のデータをどのように、緊迫感がある中で、一つの行政を行う上での必要なツールとして、管理運営をしていくのかということについて、改めて検証という形で見直しをして、それを今後の統計の運営、あるいは行政データの運営に反映させていく、いい機会を与えられたのではないかと考えています。

ここは考え方の違いはあるかもしれませんが、統計データと行政データというものは、かなり密接に関係しているものであって、それぞれが別個に動いていることについて、もう一度検討する、考えて見直して、必要があれば見直していくということも必要ではないかと思っております。今回の感染症ではHER-SYSの話もありました。それが十分に使われ

ていない。また、最近では病院間の情報ということで、G-MISというのも内閣官房と厚生労働省の共同で作られているようです。

それと一方で、今回も議論がありました人口動態統計では、なかなかオンライン化がいろいろ進まないという議論も昨年度あったかと思います。こういう行政データと統計データのオンラインをどのように効率的に、ガバナンスという点で一体的に進めていくのかということについて、今回のコロナを機に考えて、それを効率的な運用ができるように、予算配分も含めて盛り込んでいくというのが重要ではないかと思っています。

これらの点についての記述が、現在の案ですと、少し弱いと思っています。3ページ目の④が恐らくそれに関連するところかと思いますが、調査の経由機関である地方公共団体等の負担軽減とありますけれども、必ずしも負担軽減というだけではなく、効率化を進めることによって、なるべく行政に重要な情報をいち早く出すという意味でも、すごく重要だと思います。

というところで、今回のコロナを見て、特に厚生労働省の大変な業務過多になっているかと思いますが、そういう全体的な行政の業務を軽減させるという意味でも、この部分はもう少し踏み込んで書いていただくのがいいと感じます。

私からは1点、以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。今、御指摘の点については、事務局とか関係の府省と相談して対応したいと思っています。

ほかに御質問、御意見、修正点というか、追加的に書き込むべきことはありますでしょうか。

川崎委員には、かなり詳しく見ていただいて、コメントしていただいたのですが、何か追加的におっしゃりたいことはありますか。修正していただいたところがあったと思うのですけれども。

○川崎委員 一言だけ申し上げたいと思います。この文章は、私は、随分苦勞してまとめたものだろうと思いますので、実は欲を言って直せば、ものすごくいっぱい書きたいことも出てき得るし、しかし簡潔に書けばこういうところかなというのが、大変迷うところです。

その中で、私も神田委員の気持ちも分かるところが随分ありまして、ここの説明文の中には、調査経由機関の負担軽減ということがすごく前面に出ているのですが、負担軽減だけでは済まない部分がどうしてもあって、体制自体の強化というのをもう少し前面に出せたらいいなということで、1ページ目のところについては、負担軽減という言葉よりも、むしろ業務体制の強化という言葉を実ん中の方の段落に、もう少し前面に立ててほしいということを要望として申し上げたことがあります。

それを受ける下側のディテールがなかなか書きにくいところなのですが、今の分類項目、ヘディングの下だと、なかなかうまくそれを書き表す見出しが見付からないので、私自身も迷ったのですが、確かに神田委員の言われるような3ページ目の④のところですかね。この辺りにももう少し体制の強化みたいなことを書き加えることができたらいいかなという気がします、なかなかこれは、やや集約した抽象的な文章なので、どう書いたらいいか

というのが私にもわかには思い当たりませんので、この辺りは、可能であれば少し工夫していただけたらありがたいなと思いました。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。今の点についてもこちらで引き取らせていただいて、文言を変えるなり、メッセージを強く出すようにしたいと思います。

ほかに御意見。清原委員、何かありますか。

○清原委員 ありがとうございます。私は、基本的な考え方のところには多少の強い補強は必要かと思いますが、本日おまとめいただいた項目には、今のデジタルトランスフォーメーションの動向であるとか、あるいは、先ほど諮問のときにも申し上げましたけれども、負担軽減についてはコールセンターであるとか、あるいはAIまで書いていただいておりますけれども、そのように未来志向の体制強化の具体的な案が列挙されておりますので、今回のコロナ禍を経験して提案すべきものは、集約されていると感じました。

したがって、項目についてはかなりきめ細かく書かれておりますので、問題意識として、この間、私たちも会議をオンラインでするなど、実感も込めて書ける部分があると思いますので、基本的な考え方のところを多少補強していただければ、私たちのメッセージは伝わるのではないかなと受け止めております。原案を作ってくださいまして、ありがとうございました。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見。

○津谷委員 津谷です。

○北村委員長 津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 先ほど川崎委員がおっしゃいましたけれども、この素案は修正されておまして、基本的な枠組では、負担軽減がより強く打ち出されていたと理解しております。ただ、川崎委員と清原委員が指摘されたように、負担軽減は当然のことながら、より効率的に、質の高いデータをタイムリーかつ継続的に収集していくことが非常に大切だと思います。これは言うは易しいのですが、行うは非常に難しい。負担軽減はもちろん重要ですが、より長期的視点から、体制を強化していくことが必要とされていると思います。

この体制強化はどういうことかということ、できる限りインプットの負担を少なくして、効率よくデータを収集して、そしてその利活用を推進していくということとかと思います。さらに、そこにあまり手間がかからないような方向を目指すという意味で、これはリソース建議ですので、あまり細かいことを書いてしまいますと、かえって難しくなってしまうのではないのでしょうか。基幹統計だけでも相当な量がありますし、行政記録にもさまざまなものがあり、加工統計もSNAをはじめ非常にたくさんあります。このように政府統計にもいろいろなものがありますので、内容のバランス的にも、そして未来志向というか、前向きにこれからの政府統計を注視していくという方向性からみても、リソース建議として、私はこれぐらいがよいのではないかと思います。

より詳細な事柄については、個別の調査についての部会審議その他を通じて意見交換を行い、それをフォローアップするという形で進めていければ、そしてそのための場として、

この統計委員会が機能すれば、素晴らしいと思います。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今、津谷委員から御説明あった将来的な話と申しますか、今後の統計の取り方とかというのは、基本計画のところでも議論していただいていたと思います。もう少し時間をかけて、長期的な視点から、統計の在り方を考えていただくということにすればどうかと思います。

神田委員、手が挙がったのですけれども、どうぞ。

○神田委員 ありがとうございます。皆様のおっしゃることは、もっともだと思います。

ただ、それプラス、これは毎年作るもので、来年度の予算要求にかけるものなので、そこは毎年同じことを、この建議でまとめていても、建議そのものの意義も薄れてしまう可能性があるのでは、そこは来年度は何を重点化するかという統計委員会としてのスタンスを表す書類でもあると思うのです。国民に対しては目に見える形で、統計委員会としての実績を積み上げていくということは必要になっているので、そういう意味では、ある程度踏み込んで書いていかないと、我々は統計のことを考えているけれども、第三者に対してどのくらい伝わるのかというのは、少し分かりにくいところがあると思っています。ですので、比較的書ける部分は具体的に書いていくのがいいと思います。というのが一つです。

あと、追加的にコメントさせていただいてもいいですか。それ以外の点ですが。

○北村委員長 どうぞ。

○神田委員 すみません。4ページの(3)の人材の確保・育成です。今回、昨年と比べますと、統計調査員の話が追加されていて、とてもいいと思います。ただ、前半のところなのですけれども、もう少しここは、データアナリストという最近のビッグデータ関連の言葉を使って書いていて、それはいいと思うのですけれども、データと統計は厳密には、また違う分類というのか、重なっていますけれども、そこは統計ということに重視をして、重きを置いた書き方もあり得ると思います。

重要なのは、もう少し統計の専門性を有する人材を、計画的に育成するということですね。人材を計画的にというのがデータアナリストのところを書いてあるのですけれども、統計のところは書いていないのが寂しいと思った次第なのですが、専門性という言葉と、計画的に育成をしていくのだということを明確に打ち出す。できれば、国際的にも通用する統計のプロを作っていくということのターゲットを明確に示していくと。そのための費用というものを確保していく、人材育成のための費用を確保していくという必要があると思います。そういう意味では、もう少し強く打ち出していただければと思っています。

あともう一つ、細かい点ですけれども、同じページ、4ページの3のところですが、本建議の周知、フォローアップ等ですけれども、こここのところで、1つ目のポチです。1行目ですけれども、本建議の内容を各府省に十分周知するとありますが、小さいことで恐縮ですが、各府省の幹事に理解をいただくというのが、大変重要ではないかと思っています。予算要求上では、やはり幹事の方の認識というのが非常に決定的になると思いますので、ここは幹事に十分周知する。「幹事を含め」でも、もちろんいいのですけれども、幹事という言

葉を何らかの形で入れていただければと思っている次第です。

以上です。すみません。細かい点をお伝えしましたが、よろしく願います。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

○宮川委員 よろしゅうございますか。宮川ですけれども。

○北村委員長 宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 前に1回お伺いしたことがあると思うのですが、データアナリストという用語は多分、この統計委員会独特の用語でしたか？ 普通は、私が質問したとき、データサイエンティストと言いますよねという話をして、それが通常なのだけれども、統計委員会というか、総務省の統計局のところでは、データアナリストという用語にするということ聞いた記憶があるのですけれども、間違っていますか？

○稲垣総務省政策統括官（統計基準担当）付統計改革実行推進室参事官 一般的によく使われているのは、データアナリストというところだと思いますけれども。

○宮川委員 そうでしたか？

○稲垣総務省政策統括官（統計基準担当）付統計改革実行推進室参事官 一般的に、ちまたでよく聞くのは、データサイエンティストの方をよく聞くのですけれども、今回、統計の人材育成の関係では、基本計画などでもデータアナリストという用語を使わせていただいているということです。

○宮川委員 私は、これは既にお役所の言葉として定着しているので、あまり強くは言えないですけれども、日本の場合、結果的に自分のところの内輪で分かる言葉遣いだけして、きちんと国際的に名刺で書くとき、どうするのだという話になる。

多分データサイエンティストだと、恐らく何らかの学位が必要なのだろうけれども、データアナリストだったら、広くいろいろなところから人材を募集して、それをデータアナリストと名付けましょうという考え方ののだと思いますけれども、私は、そうだとした場合、例えば人材のところでは、データアナリストの確保・育成というところの育成の目標を、データアナリストと書いた人たちをデータサイエンティストにまで引き上げるというぐらいの目標というか、そういう研修課程という、データサイエンス学部もこれからできますので、例えば出向というか、そこへの教育をすとか、そういうことまで含めたきっちりした育成プロセスですかね。そういうことを考えて文章を構成するというか、建議をした方がいいのかなと思います。

国際的にというのであれば、国際的に使われる国際的な標準の人材を育成するという、どこまで実現できるか分かりませんが、そういう目標を掲げていかないと、もう駄目なのではないかなという気がしています。

以上、私の感想です。

○北村委員長 ありがとうございます。役所で使っている用語というか、データアナリストとか、データサイエンティストとか、いろいろな用語がどんどん変わっていくので、なかなかどこを押さえればいいのかというのは難しいところですが、要するにどうということかということを書ききりて書いて、それで国際的に通用するような表現に変える

というのは、一つの考え方かなと思います。検討させてください。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 大変重要な、言葉の選び方の御指摘かと思いますが、参考までに申し上げますと、私の知る限りでは、英語でもデータアナリストというのは決して無視されるような立場ではなくて、よく使われている言葉だと思います。むしろ、データアナリストの方が長い期間使われているだけに、確立した言葉になっていて、データサイエンティストの方が後からできている言葉になっているので、これはむしろ、言葉の選択の問題は非常に微妙で、どこがどう違うというのはなかなか簡単に言えないのが、私の今までの用語の理解ではそういうところがありますので、今の時点では、こういう言葉の揺れは英語の世界でも起こっているし、日本語でも起こっているの、あまりここは、厳密にこだわって悩むのはどうかという気がします。

多分、ここにデータアナリストという言葉が出てきている背景には、一昨年統計行政の新生部会のときにも、政府全体でいろいろデータ分析ができる人を育てようというので、データサイエンティストという言葉ももちろん当時もあったのですが、政府全体で、統計はもちろん、統計以外にも使える、やや汎用性の高い行政官、専門性の高い行政官を育てるとするのが目標で、そういう言葉が使われたという経緯があって、それを恐らく引用している形にもなっていると思うので、そこら辺は、変えてももちろんいいと思うのですが、当面、そこそこ変えなくてもいいかなというのが私なりの見方です。

もちろん、もう少ししっかり議論して、やはりこの言葉で統一しようという議論が出てきたら、そこでしっかりやったらいいと思うのですけれども、もう少し様子を見てもいいのではないかというのが私の感想ですので、その辺りを踏まえて、皆様でよく御検討いただけたらと思っております。

以上です。

○宮川委員 私は別に、言葉に強くこだわるといよりも、むしろデータアナリストであり、例えばデータアナリストという人が、海外でどう受け取られているか、つまり、どういう学位を持っているか。北村委員長のところの学部では、例えばどういう学位を出しているか。私はこういう学位を持っているから、データアナリストと呼んでいますよ、ということなのだろうと思います。だから、むしろデータアナリストでもいいのですけれども、例えば研修課程に、こういうところに人を派遣して2年間専門を学ばせているとか、そういう具体的な言葉と実態が伴った人を育成する必要があるでしょうと。こういうことを申し上げたいわけです。

○北村委員長 ありがとうございます。私のところでデータサイエンス学部を運営しているわけですが、椿委員のところはデータサイエンス学部で教える人を育成すること、統計研の辺りではどういう用語というか、人材の名前というのを考えていらっしゃると思いますか。

○椿委員 統計数理研究所は情報・システム研究機構というところに入っております、情報・システム研究機構という大枠の中では、データサイエンティストという言葉を使っております。一方で、統計数理研究所は、やっているところは、統計という言葉で表さず

に、今のところはデータサイエンティストのサブセットのように、大学統計教員という言葉を使っているということです。

一応、参考上、私自身は、実はスタティスティシャン、統計家という言葉が、本来は、アメリカの労働統計局の職業分類の15の2041は、統計家なのです。2018年ぐらいから15の2098というところに、その他数理科学職、データサイエンティストというのが入ってきたというのが実態です。

データサイエンティストというのは、非常にこれから伸びていくだろう専門職だとは思っているのですが、スタティスティシャンなり、あるいはアメリカの職業分類ですと、マーケティングリサーチアナリストとか、オペレーションズリサーチアナリストとか、やはりアナリストを付けている職業分類もあると思いますので、少し今後の議論と思います。統計数理研究所は、一応まだデータサイエンティストの下で統計教員ということをやっているということでございます。

○北村委員長 ということだそうです。これについてはまた別途、ほかの機会でも議論したいと思います。建議の中でどういう言葉を使うのがいいのかは、事務局と相談して決めていきたいと思います。御意見どうもありがとうございました。

ほかに御質問・御意見ございますか。

岩下委員、どうぞ。

○岩下委員 岩下です。民間の立場で少し意見をさせていただけるとありがたいと思うのですが、まさしくこのデータサイエンスなのですが、弊社、弊社グループでもそうなのですが、そのような専門家を採ろうとすると、相当なお金が必要で、なかなか採れなくて、かなり限られた母集団で引っ張り合いをやっているという感じがします。

また、私が関わっている統計部会においても、統計士の方が引っ張り合いになっているのも多々見ることが過去にありましたので、結構本気でお金をかけて計画的に育てないと育たないのではないかと懸念しておりますので、この辺りは強く書いていただきたいなと思います。

○北村委員長 ありがとうございました。

ほかには御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、これまでいただいた御意見を踏まえて、引き続き、私の方で建議の内容を検討したいと思います。ほかにも御意見、思い付かれたことがありましたら、適宜メール等で御連絡いただければと思います。

本建議は、6月の統計委員会において決定したいと考えておりますので、引き続き、御意見あれば、御連絡いただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

住宅・土地統計調査の標本設計の見直しについて、総務省統計局から御説明をいただきます。

この調査については、5年周期ということで、今回は令和5年に調査が行われ、来年、令和4年の秋に諮問が予定されているところです。それに先立って今年、標本となる調査区数の確定などの事前作業が予定されているとのことです。本調査の標本設計については、

前回答申の中で、報告者や調査実務の負担軽減を図る観点から、課題が付されています。

そこで、来年の諮問に先立って、標本設計に関する課題への対応状況について説明していただくことといたしました。

それでは、御説明をお願いします。

○阿向総務省統計局統計調査部国勢統計課長 総務省統計局でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はお時間を頂きまして、ありがとうございます。私どもの方から、住宅・土地統計調査の標本設計の見直しにつきまして御説明させていただきたいと思いますが、資料6を御覧いただきたいと思います。

最初に、全体のスケジュールを概観いただきたく思っておりまして、大変恐縮ですが、一番最後のページ、5ページに今後のスケジュールというのが付いていますので、そちらから御覧いただければと思います。

先ほど委員長から御紹介がございましたように、次回の住宅・土地統計調査、住調と言っていますが、令和5年の秋、10月に実施を予定しておりまして、その前年の令和4年、すなわち来年の秋に、統計委員会に調査計画を出ささせていただきまして、部会での御審議を賜るような形での段取りを想定しているところですが、この資料を見ていただきますと、令和5年1月から3月に、調査単位区の設定事務を行う予定で考えております。

その予算が令和3年度、今年度の秋に概算要求・編成をやっていく予定としているところでございますが、このときに標本調査区数の総量が予算に絡むわけですが、この規模につきましても、まさに前回の平成30年調査の答申の際に、負担軽減等の観点から、見直しを検討事項として、宿題として頂戴しておりまして、私どもは検討してまいりましたので、その検討結果を先に御説明させていただきたいと思う次第です。

それでは、大変恐縮でございますが、1ページ目、最初の方に戻っていただければと思います。1ページ目は住調の概要でして、その特徴は、何と申し上げましても、標本の規模でございます。370万住戸を対象とする我が国最大の標本調査です。調査区数で申しますと、約22万です。国勢調査の調査区数は約100万強ですので、全国の5分の1の地域を調査するという調査です。

動員します調査員は約8.5万人。現在、経済センサスを統計局、経済産業省で行っていますが、その経済センサスよりも多い人数の調査員を動員します。破格と言ってもいい規模の標本調査です。御推察いただけるかと思いますが、自治体の調査事務も当然ながら、国勢調査に次ぐ大規模なものになってまいりまして、多くの自治体から負担軽減等の要望が従前から上げられている調査です。

こうした状況を踏まえまして、2ページ目を御覧いただきたいと思いますが、前回の答申の際に、標本設計の見直しを課題として頂戴しているところです。ポイントは2つあります。1つは、先ほど申しましたように、大規模なところからくる負担軽減、2つ目が表章地域の拡充でございますが、相反するこの2つの課題を見据えて、標本設計の見直しについて御指摘を頂戴しているところでございますが、該当部分を抜粋しておりますので、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず、最初のパラグラフのところに各種云々記載してありますが、最後を御覧いただきたいと思いますが、「単身世帯を中心とした世帯数の増加に連動し、報告者数の増加が想定される」とされているところです。

左下に「従来の標本設計」というコーナーを設けてはいますが、こちらに住調の標本設計の特徴を記載していますので、御覧いただきたいと思いますが。サンプリングは上の方に書いてあるのですが、1段階目に調査区を抽出するという層化2段階抽出法になっていて、最初の1段階目で市町村別に人口規模に応じた抽出率で、国勢調査の調査区から標本調査区を抽出するということをやっています。その2段階目が、住戸を抽出するというやり方になっています。

現在、人口減少下に我が国はありますが、世帯数は御承知のとおり、まさにこの答申のとおり、単身世帯を中心として増加してはいますが、国勢調査の調査区数も増加傾向にあります。このページの下の方に、国勢調査の調査区数を掲載していますが、毎回増えてきてはいますが、これに連動して住調の標本調査区も、今までは設定してはいたので、このまま標本設計の見直しをしなければ、また増えてくるという状況になってくるわけです。

こうしたことから、答申では、上の方の第2パラグラフにありますとおり、報告者、それから実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ、標本設計の見直しの余地について検討する必要があるとされているところです。

もう一つ、課題として挙げられているのは、人口1万5,000未満の町村の結果表章でして、このページの右下を御覧いただければと思います。住調では、全国、都道府県、これはもちろん表章しているのですが、他の統計調査と少し違うのは、市区については全ての市区について表章してはいますが、町村についても人口1万5,000以上を対象として単独表章しているところです。

他方で、バッテンを書いています。人口1万5,000未満の小さな町村については、表章対象とはしていないところでして、この部分について考えてみたらどうかというのを課題としていただいているということです。

そこで、昨年度から有識者の先生方を交えて研究会を立ち上げて、検討を行ってきた次第でして、次のページ、3ページを御覧いただきたいと思いますが。まず最初に、1万5,000未満の町村の結果表章についてですが、試算していきますと、現在の町村の標本規模を、更に3倍の規模まで拡充しないと、そうはいつでも標本の誤差率が10%と、あまりよくないのですが、それでも3倍ぐらいの規模まで増やさないといけない。調査員も、そういう意味でいけば3倍に増やしていかなければいけないという状況でして、負担軽減の課題とは実は真逆となる、非常に大きな事務負担が生じることになってまいります。

ただ、当事者の町村が要望していれば、そこは考えなくもないと思うのですが、実際、全部の町村に確認してまいりましたが、多くの自治体は調査員確保が非常に厳しいということを挙げつつ、ほぼ全て、95%の町村が結果表章を望んでいないという状況でした。こういう状況を考えてまいりますと、1万5,000未満の町村の結果表章については、実務的には正直、現実的ではないと思われまして、町村のニーズも乏しいということから、これまでどおりの整理としていきたいと考えています。

それから、もう一つの課題、負担軽減に対応してということでございます。これは次のページ、4ページ目を御覧いただきたいと思います。標本調査区数をどれぐらい減じていくかということになってまいります。単純に減らすということではなくて、市区町村の間で生じている業務のばらつきといったものをきちんと整理しながら、業務の平準化を果たしつつ、かつ全国や都道府県の結果精度を基本的に維持しながら、業務量をどう落としていくか。こういうバランスを考えた見直しを検討してまいりました。

結論から申し上げますと、ほぼ精度も維持できる約1割減となります19万9,000に、総量としては設定していきたいと考えている次第です。具体的に考え方を下に図にしていますので、御説明させていただきたいと思います。

まず、市区町村別に7つの主要項目、これは住生活基本計画などで成果指標などにも挙げられているものですが、これに関連しまして、標本誤差率を市区については5%、町村につきましては10%の目標設定をいたしまして、一旦、仮の標本調査区数を算出してまいります。

ただ、それだと、市区町村間の業務量が非常にばらばらになってまいりますので、これを一旦、全国の総量として集めて、それを市町村の世帯数、いわゆる規模に応じて、線型的に配分し直すと。線型変換を行って業務量の平準化を行ってまいります。

さらに、達成したいのは市町村だけではなくて、全国・都道府県が特に重要ですので、こちらの精度維持を果たせるような標本の積み増しも行って、具体的には、全国ですと、誤差率で0.01%ポイント未満で主要項目が収まる。都道府県でありましたら、平均で0.1%ポイント未満に抑える条件で算出した結果が19万9,000ということにして、当然標本は減じていますので、理論的にも精度は一定程度落ちるわけですが、それでも0.01%ポイントという状況です。

ちなみに、住宅・土地統計調査の住宅数の全国の標準誤差率は、0.2%ぐらいです。ですので、ほとんど変わらないと言っていい状況だと思っておりますが、それでも1割ぐらい業務量を低減できますので、こうしたバランスの中で均衡点を探しながら、次回の調査規模をそのように設定していきたいと考えている次第です。

具体的な市町村別の調査区数につきましては、配分につきましては、今年の11月に、昨年行いました国勢調査の確報値が出てまいりますので、それに基づきまして再配分は行っていきたいと思っておりますけれども、それに基づいて、また来年の秋、こちらの統計委員会に調査計画を示させていただきたいと考えていますが、総量につきましては、予算の関係上もありまして、19万9,000調査区に設定して事務を進めていきたいと考えている次第でございます。先生方にもあらかじめ御了解を賜れば幸いです。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

前回答申の課題を踏まえた対応がなされるということですが、ただ今の御説明について、何か御質問等ありますでしょうか。

かなり前倒しで議論していただくということで、ただ、日程からすると、今年の秋ぐらいに基本設計みたいなことをしておかないと追いつかないということなので、適切なタイ

ミングの話だと思うのですが、何でも構いませんので、御質問があればよろしくお願ひします。よろしいですか。

それでは、取りまとめておきたいと思ひます。

住宅・土地統計調査の標本設計については、ただ今御説明がありましたように、前回の課題を踏まえて、精度を維持しつつ負担軽減を図るという方向で、適切に対応されているものと判断しております。

人口1万5,000人未満の町村の表章については、調査全体として大幅な負担増を招くことや、それを越えるニーズが見られないことから、現行の対応を維持したいということで、こちらについても、適切な対応と考えます。

総務省統計局においては、標本設計を適切に行いつつ、来年の諮問に向けて、更に準備を進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の議題に移ります。

去る3月31日に日本銀行は「企業物価指数・2020年基準改定の基本方針」を発表し、6月21日まで意見を募集しているとのこと。そこで今回、日本銀行に対して、その内容を委員会において御紹介いただくことをお願ひいたしました。

それでは、日本銀行、御紹介をお願ひいたします。

○清水日本銀行調査統計局物価統計課長 委員長、ありがとうございます。日本銀行調査統計局で物価統計課長を務めています清水と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

すみません。会社の会議室から参加させていただいております、複数名で参加しておりますので、マスク着用のみ失礼させていただきます。

早速ですが、資料7、1枚おめくりいただきまして、図表1を御覧ください。左の表にお示ししている企業物価指数が今回の基準改定の対象になります。御案内のとおり、企業間の財の取引価格を指数にしたものです。

ページの右側には、C G P Iを構成する基本分類指数の体系を示しておりますが、2020年基準でも現在同様、国内・輸出・輸入の3指数で構成する点は変わりありません。

図表2で基準改定のポイントをあらかじめお示しております。

1点目が、経済・産業構造の変化への対応として、新しい財を取り込むほか、直販価格の取り込みを検討しております。この点、後ほど御説明いたします。

2点目が、物価指数作成の効率化・高度化に向けた様々な取組です。

3点目が、集計指数の再編に関する御提案でございまして、新しい需要段階別指数であるFD-I D型物価指数、FDが最終需要を意味するFinal Demand、I Dが中間需要、Intermediate Demandですが、この指数を新設するのに併せて、一部既存の集計指数の作成・公表を取りやめる方針です。

1枚おめくりいただきまして、図表3以降で1つ目のポイント、経済・産業構造の変化への対応について御説明いたします。

図表3、左のグラフでは、鉱工業総供給を示しておりますが、直近はコロナの影響で急落しているわけですが、それを除いて見ても、近年、財については内需が頭打ちになっておりまして、国内市場が成熟化していることがうかがえるかと思ひます。

こうした中で、一番右のグラフにお示ししていますように、国内拠点はイノベーション拠点、あるいはマザー工場といった色彩を強めておりまして、真ん中のグラフに見られるように、国内生産品の高付加価値化が進んでいると見ております。

図表4、左のグラフを御覧ください。近年、出荷額が増える下でも製造業事業所数の減少が続いており、製造業における国内生産の集約は、一段と進展していると思っております。右のグラフでは、国内企業物価指数の品目内の上位4社シェアを示しています。2018年には、全品目の半数近くで上位4社のシェアが2/3を超えるなど、多くの工業製品で上位企業に生産が集中している状況です。

続きまして図表5では、企業を取り巻く大きな環境変化をお示ししております。デジタル化の進展に伴いまして、生活の様々な場面で新しい財の需要増が見込まれております。SDGsについては新聞やニュースで耳にしない日はないほどですが、世界的な関心の高まりや環境規制の強化を背景といたしまして、環境関連の財市場も拡大しております。

また、右の図表では高齢者数をお示ししていますが、足元、75歳以上が顕著に伸びておりまして、医療用品や人手不足に対応した商品の市場拡大につながっております。

図表6では、今申し上げた環境変化を踏まえて、取り込みを検討する主な財を4つのキーワードで整理いたしました。1つ目のグループは、自動車の電動・電装化に関連して生産が伸びている製品。次に、ICTの高度化・デジタル化関連の財。3つ目が環境関連の製品。4つ目のグループが、高齢化・人手不足に伴い需要が伸びている製品になります。

なお、基準改定は、新しい品目を設定して新製品を取り込むよいタイミングではありませんが、新基準へ移行した後であっても、市場が拡大している財については、市場における代表性といったものを確認しつつ、既存品目における調査対象商品の入替えなどを通じて、取り込みを図っていく方針です。

それでは、図表7と8で、1つ目のキーワードについて、より詳しく御説明いたします。

御案内のとおり、自動車産業では、各国における環境規制の強化などを背景といたしまして、燃費性能の向上などの技術革新が進展しております。ハイブリッド車や電気自動車といった次世代型自動車の生産が世界的にも拡大し、電子制御化のための自動車部品あるいは電子部品の市場拡大がグローバルに見込まれております。一番右のグラフにお示ししていますように、今やほとんどの新車に衝突被害軽減ブレーキが搭載されるなど、安全性向上のために多くのセンサ、カメラが使われるようになっております。

図表8の一番右の表で、調査拡充を検討している主な製品を御紹介させていただきます。一番上の輸送用機器（自動車部品）では、電動のポンプやブレーキなど、従来の油圧式よりも繊細な制御が可能のために需要が伸びている製品を取り込みたいと考えております。また、一番下のセンサデバイスについては、国内だけではなく、輸出も伸びているということですので、国内物価指数と輸出物価指数双方において、品目を新たに新設した上で取り込むことを検討しております。

図表9にお進みください。ICTの高度化・デジタル化の進展に伴い、調査拡充を検討している製品です。今後急速に普及が見込まれる5Gのスマートフォン、あるいは5G対応の基地局通信装置のほか、キャッシュレス決済に利用されている端末装置、具体的には、

非接触型のICカードリーダー、あるいはクレジットカードリーダーについても取り込みたいと考えております。

図表10にお進みください。気候変動をはじめとして環境問題への意識が高まる下で、化石燃料の消費抑制、あるいは環境負荷の低減を企図した製品の開発・市場投入が進んでおります。調査拡充対象としては、右に掲げておりますバイオプラスチック製品と家庭用蓄電池を国内企業物価指数に取り込むことを検討します。また、一番下の触媒については、国内企業物価には既に品目として存在いたしますが、新興国における需要拡大を受けて、輸出物価指数の方でも品目新設することを検討しております。

図表11では、高齢化や人手不足に伴い需要が拡大している財です。左の骨接合用品は、骨折部の固定に用いられる製品ですが、輸入が多いということですので、輸入物価指数の品目「医療用品」に取り込む方針です。また、人手不足に伴う省力化投資関係では、顧客自らが商品のスキャンとか、あるいは精算を行うことができるセルフレジの需要が伸びておりますので、国内物価指数に取り込むことを検討しております。

以上が、新しい財の取り込みに関する検討状況の説明ですが、図表12では、製造小売による直販価格の取り込みを検討している背景を御説明させていただきます。

現行基準の対象になっている調理済み食品の市場規模は、単身・共働き世帯の増加、あるいは、足元では感染症拡大の影響もありまして、伸びております。これらの商品は多種多様ということもあって、多くの調査価格が必要となっておりますが、報告者負担抑制の観点から、調査拡充を求めることが年々難しくなっている状況です。

そこで、製造小売の割合が高い品目について、直販価格を企業間取引の代替として取り込むことを検討しております。その際は、インターネットから価格を取るウェブ価格調査も活用することで、調査対象の拡充と報告者負担の軽減を両立させていきたいと思っております。

次に、図表13から19にかけて、基準改定の2つ目のポイント、物価指数作成の高度化・効率化に向けた取組を御紹介させていただきます。

図表13、左のグラフでは、基準改定後に調査先が減少した品目の割合から、増加した品目の割合を引いたD Iをお示ししておりますが、2015年基準では、2010年基準対比で減少超幅が拡大しております。その背景としては、中ほどのグラフでもお示ししていますが、市場寡占度が高まる中で、合併等で調査先数が減少した際に、新たな調査先を見付けることが困難になっていることが挙げられます。実際、右の表でお示しているように、調査先数が減少している品目が相応見られるほか、一番下に掲げています太陽電池については、調査価格が不足したことによって、昨年7月の指数から作成・公表を取りやめることといたしました。

こうした状況を踏まえまして、今回の基準改定では、品目統合と、品目採用基準の引上げを検討しております。具体的には、国内企業物価指数においては、現在は対象取引額の1万分の1以上としている品目採用の目安を、1万分の3以上へ引き上げることを検討しています。市場規模でいうと、現在が約200億超というところですが、それを600億、700億ぐらいの市場規模の製品に引き上げるということになります。

図表14では、より具体的に見直し案を示しております。品目統合、及び品目・上位分類の組替えについては、ユーザーの利便性に配慮いたしまして、可能な限り工業統計や産業連関表と対応した分類といたします。例えば、左下で現在の基準でお示しましたが、果実飲料と野菜ジュースというので別の品目を立てているわけですが、2020年基準では工業統計の分類と合わせる形で、ジュースとして統合する方針です。

品目分類を検討する際は、新たな採用基準に満たないような既存品目であっても、可能な限りほかの品目と統合することで、調査は継続する方針です。これによって、企業物価指数全体としてのカバレッジはおおむね維持されるほか、個別品目の範囲が広がりますので、従来よりも少ない調査先数あるいは調査価格数でも、指数精度を安定的に維持しやすくなると考えております。また、個別企業の立場からすると、価格情報の秘匿も確保しやすくなるということです。

なお、品目分類編成の見直しの全体像については、資料7の参考としてお配りしている公表ペーパーに別添としてお付けしております。

図表15にお進みください。過去の基準改定でも報告者負担の軽減を企図して進めている外部データの活用についても、今回の改定でも取り組んでまいります。例えば、図表の一番上、石油・石炭製品については、輸入物価指数の品目「ナフサ」で既に外部データを利用しているわけですが、2020年基準では、その隣にある「アスファルト」についても外部データを活用できないかを検討しております。その際は、報告者負担あるいは調査事務負担の軽減が、導入のコストに見合うかという点に加えまして、外部データの質についてもしっかりと確認した上で、導入の是非を判断してまいります。

次に、物価指数作成の高度化の取組として、ヘドニック法の見直しを図表16以降で御説明させていただきます。

物価統計では、市場に出回る商品が入れ替わったときに、新旧商品の表面価格の差を、直ちにそれを使うわけではなくて、品質変化による価格差と純粋な価格変動に分けて、純粋な価格変動分のみを指数に反映する品質調整を行っております。ヘドニック法はこの品質調整を、商品の機能・性能を表す客観的な指標を用いて統計的に推計して行っているため、客観性には優れる一方で、推計やデータ整備の負担が大きいという課題があると認識しております。

図表16の左手に示している見直し項目のうち、適用方針の見直しと推計手法の見直しについては、既に昨年12月公表分の企業物価指数から適用を開始しております。今後はデータ整備の際に、コンピュータープログラムを用いてウェブ上の情報を自動的に収集するウェブスクレイピングの活用も検討してまいります。

図表17で新しい推計手法を、簡単ではございますが、御紹介させていただきます。

従来のヘドニック法では、価格に影響を与える機能・性能の指標の中から、重要と見られる指標を価格の説明変数として選択し、その変数が統計的に有意となる回帰式を探索するという形で行ってまいりました。もっとも、この方法ですと、自動車のように多数の機能・性能を有し、それらの間の相関が強い製品については、変数の選択が難しく、推計結果が不安定になりやすい。その結果として、妥当な結果がなかなか得られにくいという課

題がありました。

新しく導入したスパース推定は、多くの説明変数の中から重要そうな変数のみを自動的に抽出するという点に優れておりますので、従来の最小二乗法などの推計方法に比べると、比較的關係の薄そうな変数は係数をゼロとして割り切り、意味のありそうな変数だけを残すという特性を有しております。この手法を試行したところ、作業負担が大きく削減されることに加え、これまでよりも多くの機能をカバーできるようになり、推計結果の安定性が高まりました。

図表18で、乗用車への適用結果をお示ししています。左の表にあるように、従来の指標では、一番上の最高出力のように特定の変数の寄与度が高くなっていたところ、新たな推計手法では採用される変数が増えて、特定の機能による価格への影響を過大評価するというバイアスが低下いたしまして、個別機能の価格への影響をより精緻に分解して評価することが可能になりました。

また、右の表で示していますように、回帰式の実際の価格へのフィットも、推計期間内のイン・サンプル、推計結果の適用期間であるアウト・オブ・サンプルの双方で改善しております。2020年基準でも、これらの見直しを反映した今の適用方針と推計手法を継続する予定です。

図表19にお進みください。オンライン調査の開始について御説明いたします。

イメージの図にお示ししていますが、現状、企業への価格調査は原則、紙ベースとなっております。もっとも、コロナ禍を背景にいたしまして、リモートワークが浸透しつつあることもあって、電子メールによる価格調査票の提出を希望する調査先も増加している状況です。我々も情報セキュリティには注意いたしながら、調査先の要望に対応しているという状況です。

こうした調査環境の変化を踏まえまして、2022年度をめどに、既に短観では利用しております政府のオンラインシステムを利用した調査を開始する予定です。オンライン化により、調査先企業は調査票の授受に係るセキュリティを向上させつつ、報告負担の軽減も図ることができると思われますので、多くの調査先企業の皆様に御利用いただけますよう働きかけていきたいと思っております。

次に、改定の3つ目のポイントとして挙げました集計指数の再編について御説明いたします。図表20を御覧ください。

本行が現在公表している集計指数をお示ししていますが、集計指数のスクラップ・アンド・ビルドを行うことで、幅広いユーザーニーズへの対応と効率的な統計作成を両立させたいと考えております。具体的には、一番右に示していますFD-I D型物価指数の新設に合わせて、真ん中に記載している2つの集計指数、需要段階別・用途別指数と、製造業部門別投入・産出物価指数（I O P I）を廃止したいと考えております。

新設しますFD-I D型物価指数は、財とサービス両者を包含した需要段階別の指数になりますので、財のみの需要段階別指数である需要段階別・用途別指数の利用ニーズは、ある程度FD-I D型物価指数で代替可能ではないかと考えられます。また、I O P Iは、製造業の生産活動におけるサービスを含む投入要素及び産出物の価格を、産業部門別に区

分して集計した加工統計ですが、対象が製造業に限られることもあってか、我々が確認できる我々のホームページでの閲覧件数などを見ても、近年の利用ニーズは限られてきているのかなと思っております。このため、幅広いユーザーニーズへの対応と、効率的な統計とのバランスを考慮いたしまして、今回の基準改定における集計指数の再編の中で、作成・公表を取りやめる方針としております。

図表21にお進みください。FD-I D型物価指数について簡単に御説明させていただきます。

FD-I D型物価指数は、先ほど申し上げましたように、財とサービスをまたいだ価格波及過程の分析が可能になります。具体的なところは下の流れですけれども、例えばステージ2でお示ししている労働者派遣サービスの価格変化が、生産フローの川下に当たります自動車関連の価格に波及する経路などが新たに取り込まれております。また、産業連関表に基づいて、財・サービスの各部門を4つの中間需要と最終需要に分けていますので、より精緻な分析が可能になると思っております。

図表22で、試算した結果をお示ししております。左のグラフは、最終需要指数の前年比ですが、サービス部門を含んでいることで、財のみの集計値と比べて、価格変動はより緩やかに推移していることが見て取れます。また、一番右のグラフで4つの中間需要指数を御確認いただきますと、川上であるステージ1では価格変動が激しく、川下のステージになるほど変動が緩やかになっています。これは、生産フローを経る過程で、上流の価格ショックが吸収されていると解釈できるかと思えます。

このように、FD-I D型物価指数は、我が国の需給環境や、生産フローを通じた物価変動過程について、有用な情報を提供することが期待されます。他方で、公表する指数系列など、まだ未確定な部分も多いので、今後、パブコメ期間を通じて得られたコメントを踏まえ、新設に向けた準備を進めてまいりたいと考えています。

図表23、ウエイトの算定方法は、基本的には前回と同じ方法が出発点になると思っております。19年の工業統計が今年の夏に公表されますので、その出荷額をベースにしつつ、20年の出荷額を動態統計の前年比を用いて推計する、そのことで2020年のウエイト算定資料を作ることを想定しております。これによって、2020年の工業統計を待たずに来年央の新基準への移行が可能となる見込みです。もっとも、今回の基準改定におけるウエイト算定では、新型コロナウイルスの影響を検証する必要があると考えております。今後、ウエイト算定を進める過程で、新旧基準間で大幅にウエイトが変化する品目がある場合には、新型コロナによる一時的な変化の可能性ではないかなど、ウエイト算定方法の妥当性を検証したいと思えます。

図表24にお進みください。また、そもそも2020年の出荷額をそのまま基準年のウエイトとすることの妥当性についても、必要に応じて検討を行います。図表24に書かれておりますけれども、もう一つのポイントとしては、調査対象商品について、「新しい生活様式」への対応や、グローバルなサプライチェーンの変化によって、調査の拡充あるいは縮小をすべき財はないかという論点もありますので、今回の基準改定では、この点についても検証を行ってまいりたい方針です。いずれについても、今後明らかになる動態統計などのハードデ

一タについて検証を行ってまいります。

最後に、今後のスケジュールですが、今、6月21日を期限としてパブコメを募集しています。いただいた御意見も踏まえて、年末頃には最終案という形で公表したいと思っています。その上で、2022年半ばに基準改定結果を公表して、CGPI 2020年基準へと移行する予定です。

すみません。長くなりましたが、私からの御説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の御説明に関して、御質問・御意見あれば、お願いします。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 感想めいたことで恐縮ですが、図表21で、IDについてはステージを4段階に分けるのですけれども、Final Demandについては項目別に分けたりはしないということのようですが、例えばIDに関して、ステージ3で道路貨物輸送が入っていて、ステージ4では航空輸送が入るのだけれども、この2つの輸送がステージが違うというのは感覚に合わないような気がいたしますし、それと、最終需要についても、少なくとも消費とそれ以外について分けることは意味があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水日本銀行調査統計局物価統計課長 ありがとうございます。最後の質問の方からお答えいたしますと、まだFD指数について分けないと決めたわけではありませんで、おっしゃるとおり、消費というものを取り出してFD指数を出すということについては意味があるという御意見を他にもいただいておりますので、今後検討してまいりたいと思っております。ありがとうございます。

あと、1つ目の点であるステージの違いについては、このステージの作り方については、なるべく順流というか、なかには5%ぐらい逆流といいますかステージ4のものがステージ3のインプットになっているようなものもあるのですけれども、なるべく川上から川下に流れていくように組合せを考えた結果、今このようなステージ分けになっております。そういう意味では、結果として、4つのステージに分けると、ある意味うまく、完璧ではないのですけれども、川上から川下への価格波及が見られるかなということです。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますか。

白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 今のFD-IDとの関係でいくと、最終需要のところは、私も消費財と投資財に分けることは意味があるかなと思います。また、ステージ1から4というのが川上から川下というのだけれども、それはそうかもしれないけれども、この1・2・3・4だとイメージが分からないというのが、いつも言っていることです。企業物価指数における需要段階別指数は、原材料から中間財、最終財と分けていて、それが本当に適切かという、必ずしもそうではないものもあつたりしますけれども、ある程度イメージ可能な分類になっています。この1・2・3・4が何を意味しているのか、それが分かるような名前が付けられるような分類としてきちんと考えるというのが大事かなという気はします。

あと、もう少しいいですか。全体的な話で、非常に個々の価格の精度を引き上げる意欲的な取組がいっぱいあって、是非頑張ってもらいたいと思います。その中で、車の電装化とか、いろいろなことを言っているのですが、ここで大きな問題は、財のサービス化みたいなものというのが、きちんと価格として捉えられているのかという点が、私が最近ずっと疑問に思っていることです。CGPIだけではないのですけれども、パソコンとかテレビとかも、この10年ぐらい、あまり価格指数が下がらなくなってきていて、これは本当にそういうことなのだろうかという疑問も残ります。パソコンの使い方でも、クラウドでデータを保存すれば、ハードディスクが要らなくなるのは当然だし、財の価格とか品質って何なのか、だんだんよく分からなくなってきているなという感じがしています。もちろん、そういうことは、別にCGPIだけの問題ではないのですけれども、我々も含めて、もう少しきちんと考えていかなくてはいけないのではないかなという気はしました。

それからもう一つ、品目分類の基準なのですけれども、これはCGPIだけではなくて、ほかの統計も共通した問題で、私はいつも言うのですけれども、品目の大きさをどう定義するのかという問題と、採用基準というのはセットで考えるべき問題です。特にCGPIの場合は、寡占化が進んでいて価格が2つとかになっちゃうと、公表できるようなものが作れなくなっちゃうとか、そういう問題があるのはすごくよく分かって、それは昔からずっと問題だったと思うので、そういうところも含めて、品目って何なのか。特にここだと、品目分類を細分化するというだけではないと思います。むしろ、安定的に統計を作れるという点とのバランスが重要です。それは採用基準と品目の考え方、概念が、セットでバランスよく、きちんと考えられているかということが大事なのかなと思いました。

すみません。少し長くなるので、取りあえずそれぐらいにしておきます。

○清水日本銀行調査統計局物価統計課長 ありがとうございます。

1点目のステージ2・3を、ステージ1はどちらかというとおっしゃった原材料に近いということなのかなと思いますが、なかなか中間財を3つ、それぞれうまいネーミングがあるかと。私どもは1・2・3・4って分かりにくいなと思いながらも、まだうまく考え付いていないので、少し宿題として検討させていただければと思っております。御指摘はもっともかなと思います。

あと、2点目のところについては、財のサービス化は、おっしゃるように進展しているのですが、どうしても我々がうまく取り込めていない面というか、まだなかなか答えが出ていない面もあって、当然CGPIだけではなくて、SPPの改定の際にも、そのような点を踏まえて考えていかなくてはいけないという問題意識は共有させていただいております。ありがとうございます。

○白塚委員 別にCGPIだけで解決できる問題でもないですし、日本銀行の調査統計局であれば解決できる問題でもないと思うので。

ちなみに言うと、CGPIのクラウドも、物価指数が下がらなくなってきた。あれも何でなのかなと。いま一つ、共通して下がらなくなっているの、そういうことなのかもしれないのですけれども、それは何かうまく捉えられていない部分も共通してあるのではないかなという感じがしているということですかね。

○清水日本銀行調査統計局物価統計課長　そうですね。ありがとうございます。いろいろサービス化に伴って、品質調整はどうやってやるのかというところで、なかなか我々としても現状に、品質調整のやり方とか、あるいは価格を新しくいただくところで、付いていけない面というのはあるのかなということで、ある種、ずっと見直しをしていかなくてはいけないなと思っております。ありがとうございます。

○北村委員長　ほかに御質問ありますでしょうか。

岩下委員。

○岩下委員　岩下です。貴重な御説明の機会、ありがとうございました。実は私はユーザーですので、3月31日にホームページに貼られたときから見て、流し読みで、この量を一瞬にしてこなすのは難しいなと思っていたので、お聞きしたいのですが、今年、CPIも基準改定があって、総務省の方はエコノミスト向けに説明会をやってくださっているのですね。日銀はそういう機会を作っていないのかなと思いつつ、作った方が、より高度な方の意見がもう少しフィードバックが来るのではないかと想像してみたのですが、いかがでしょうか。

○清水日本銀行調査統計局物価統計課長　ありがとうございます。公表直後に記者レクを私がさせていただいたほか、過去の基準改定でコメントをいただいた学者の方、あるいはエコノミストの方に、御説明した方がいいですかとコンタクトさせていただいて、それなりに、多分2桁以上、御説明には回らせていただいています。今、岩下委員がおっしゃったように、うちに集めてということでは——今だとしたらオンラインになるのでしょうか、やっていないというのが実情です。

○岩下委員　もし可能であればやっていただいた方が、意見も言いやすいかなという気がいたしました。可能であればです。よろしくお願いします。

○清水日本銀行調査統計局物価統計課長　ありがとうございます。

○北村委員長　ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、時間も来ていますので、取りまとめさせていただきたいと思います。

今、いろいろな委員から御意見があったように、まだまだ課題があると思います。今ちょうど意見聴取されているところだということなので、それに応じて取り組んでいただきたいと思います。基本的には、新しい課題に果敢にチャレンジして、新しい手法を導入されていて、非常に評価できると思うのですけれども、今後にまだ修正というか、着地点を求めて、分かりやすく説明できるように、今、民間のエコノミストに説明会を開いたらどうかという話もありましたけれども、理解しやすいような指標を作って、公表していくことを進めていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○清水日本銀行調査統計局物価統計課長　ありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

○北村委員長　それでは、本日用意いたしました議題は以上のとおりです。

次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長　次回の委員会は、6月30日水曜日、午前中に開催する

予定です。実開催の場合には、場所は若松町の7階の大会議室を予定しております。

以上です。

○北村委員長 では、以上をもちまして、第164回統計委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。